

第3次 山口市男女共同参画 基本計画

令和5年(2023年)3月

山口市



はじめに

近年、デジタル技術の急速な進展やコロナ禍を契機として人々の働き方や暮らし方がより多様化する中で、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流への対応がこれまで以上に求められています。

また、若者や女性の大都市圏への転出超過や少子高齢化の急速な進行、未婚・単独世帯の増加などの課題が山積する中で、持続可能で活力ある社会を構築していくためには、性別役割分担意識の解消に向けた取組をはじめ、これまで以上に男女共同参画の視点を取り入れ、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現させることが重要です。

本市では、平成30年3月に策定した「第2次山口市男女共同参画基本計画」において、男女共同参画の推進に向けた取組を総合的に進めてまいりましたが、令和5年3月をもって計画期間が満了することから、「第3次山口市男女共同参画基本計画」を策定しました。

今後も、基本理念である「認めあい 支えあい とともに夢拓くまち やまぐち」を目指し、本計画に基づいて、市民や市民活動団体、事業者の皆様方と連携して、男女がともにあらゆる分野に参画することができる環境づくりを進めてまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力を賜りました山口市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査などにより、多くの貴重な御意見をいただきました皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和5年（2023年）3月

山口市長 **伊藤和貴**



目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の位置付け…………… 1
- 3 計画の期間…………… 1

第2章 計画策定の背景

- 1 国際的な動き…………… 2
- 2 国・県の動き…………… 3
- 3 山口市の動き…………… 6
- 4 山口市の現状…………… 7

第3章 基本的な考え方

- 1 山口市が目指す男女共同参画社会……………11
- 2 計画体系の見直し……………11
- 3 計画体系図……………12
- 4 計画の推進……………13

第4章 計画の内容

- 基本目標1 すべての世代が男女共同参画の意義を理解する
ための環境づくり……………14
- 基本目標2 あらゆる分野で男女ともが活躍できる環境づくり…………23
- 基本目標3 男女ともに健康で安全・安心な暮らしづくり……………39

第5章 計画の指標

- 計画の指標……………54

資料編

- 第3次基本計画の策定経過……………56
- 山口市男女共同参画推進審議会委員名簿……………57
- 男女共同参画社会基本法……………58
- 山口市男女共同参画推進条例……………63
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律……………67
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律…………77
- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律……………87
- 用語解説……………89

1 計画策定の趣旨

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

山口市では、合併後の平成20年3月に「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、平成25年3月には「後期行動計画」を策定、平成26年3月には「山口市男女共同参画推進条例」を制定し、平成30年3月には「第2次山口市男女共同参画基本計画」を策定して、男女共同参画に関する諸施策を推進してきました。

この取組により、固定的性別役割分担意識は改善の傾向にあるものの、依然として社会制度・慣行の中には残っており、男女の地位の平等感について全ての分野で男性が優遇されていると感じている割合も高いなど、不平等感が根強く、男女共同参画が進まない一因となっています。

この第3次基本計画では、前計画から引き続き、性別による固定的な役割分担意識の解消、仕事と生活の調和の推進、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大等について、今後5年間、重要な項目として推進していくために山口市が取り組むべき施策の方向性とその内容を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「山口市男女共同参画推進条例」に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次山口県男女共同参画基本計画」を勘案して策定し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

また、「第二次山口市総合計画」や市の関連する計画等との整合を図ります。

3 計画の期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。ただし、社会状況等の変化により、新たな課題への対応が必要になった場合には、計画期間中であっても必要な改定を行います。

1 国際的な動き

- 国連は、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」をテーマとした「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」をメキシコシティで開催し、女性の自立と地位の向上を図るために各国のとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。
- 昭和54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、締約国に対し、政治的・公的活動、経済的・社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求め、日本は昭和60（1985）年に批准しました。
- 平成7（1995）年に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、「北京宣言及び行動綱領（北京行動綱領）」を採択し、女性の地位向上とエンパワーメントを達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域が明記されました。とりわけ、女性の権利を人権として再認識し、女性に対する暴力を独立の問題として扱ったことが注目されました。
- 平成12（2000）年に開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、各国の決意表明や理念を謳う「政治宣言」と「北京行動綱領」の実施促進のための「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書（成果文書）」が採択されました。
- 平成23（2011）年には、女性と女兒の権利を促進するため、国連のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する4つの機関が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。
- 平成26（2014）年の「第58回国連婦人の地位委員会」では、我が国が「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を提出・採択され、より女性に配慮した災害への取組の促進を目指すこととされました。
- 平成27（2015）年の「第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）」では、「北京行動綱領の完全で、効果的な実施を加速し、達成するため、すべての機会とプロセスを利用し、2030年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力することを約束する。」とした政治宣言が採択されました。
- 令和2（2020）年の「第64回国連女性の地位委員会（北京+25）」では、「人権の完全な享受を含むジェンダー平等並びに全ての女性及び女兒のエンパワーメントの達成に向けた共同の取組を強化することで、北京宣言及び行動綱領の完全、効果的かつ加速的な実施を約束する。」とした政治宣言が採択されました。
- 世界経済フォーラムの公表した令和4（2022）年の「ジェンダー・ギャップ指数」によると、日本の総合スコアは0.650、順位は146か国中116位でした。（前回は156か国中120位）

2 国・県の動き

● 「女性活躍推進法」の改正

一般事業主行動計画の策定等の義務を常用労働者301人以上から101人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公開項目の拡大等を内容とする女性活躍推進法等一部改正法が令和元(2019)年5月に成立し、令和4(2022)年4月から全面施行されました。

さらに、常用労働者301人以上の企業を対象として、令和4(2022)年7月8日から男女の賃金の差異が情報公表の必須項目となりました。

● 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行・改正

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30(2018)年5月に施行され、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。令和3(2021)年6月に一部を改正する法律が公布・施行され、政党等の取組項目の例示として、候補者数の目標設定や選定方法の改善、セクハラ・マタハラ等への対策が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務等の強化をするための改正がおこなわれました。

● 「働き方改革関連法」の成立

労働者が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を「自分」で選択できるようにするために「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限規制や5日以上の年次有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成31(2019)年4月から施行されました(中小企業の「時間外労働の上限規制」は令和2(2020)年4月施行)。

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和2(2020)年4月から施行されました(中小企業は、令和3(2021)年4月施行)。

● 「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「労働施策総合推進法」の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けを内容とする「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され平成29(2017)年1月に施行されました。

また、これらの法律を改正し、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和2(2020)年6月に一部施行され、令和4(2022)年4月には、中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置が義務化されました。

さらに、「育児・介護休業法」については、令和4(2022)年4月に企業側の環境整備や取得希望者への個別周知を義務化したり、10月に「産後パパ休暇」の開始など、男性の育児休業取得を大幅に推進する改正が行われました。

●「配偶者暴力防止法」の改正

DV被害者及びその同伴する家族の保護を行うにあたって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者暴力防止法」が改正され、令和2（2020）年4月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所を含むことが明記されました。

●「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むことが令和2（2020）年6月に決定されました。

●SDG s 達成に向けた取組

平成27（2015）年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画（SDG s）における17目標のひとつとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。平成28（2016）年に総理を本部長、全閣僚を構成員とする「SDG s 推進本部」を設置し、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために取り組んでいます。

●やまぐち女性活躍応援団設立

山口県では、経済5団体、大学リーグやまぐち、県市長会・町村会の各代表者がともに、産学公で女性活躍の推進に積極的に取り組んでいく姿勢を県内経営者に広く発信し、取組の拡大につなげていくことを目指し、令和2（2020）年8月に「やまぐち女性活躍応援団」が設立されました。

●国、県の男女共同参画基本計画の改定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第5次男女共同参画基本計画」が令和2（2020）年12月に閣議決定されました。

第5次計画は、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指すことを旨として、計画の基本的視点及び取り組むべき事項に留意して策定されました。

県では令和3（2021）年3月に「第5次山口県男女共同参画基本計画」が策定され、基本目標や重点項目などの見直しが行われています。

●「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改定等を踏まえて、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が令和3（2021）年3月に策定され、DV対応と児童虐待対応との連携などが強化されました。

●女性のための「つながりサポート山口」

山口県では、令和3（2021）年度、令和4（2022）年度に、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、経済困窮や人間関係、孤独・孤立など、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、NPOの知見やノウハウを活用し、相談機会の提供や居場所づくりなど、女性に寄り添った支援に取り組んでいます。

●「女性デジタル人材育成プラン」決定

国の男女共同参画会議において、令和4（2022）年4月に、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を3年間集中的に推進する「女性デジタル人材育成プラン」が決定されました。

3 山口市の動き

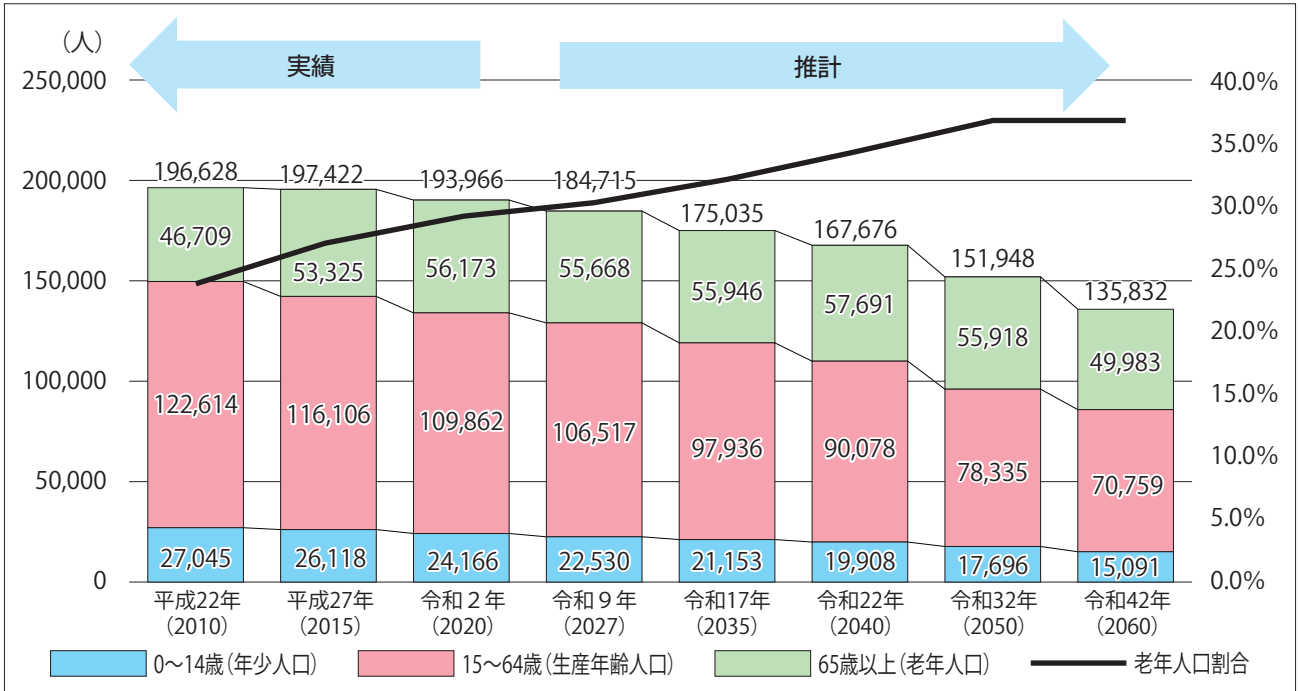
- 平成17（2005）年10月に合併した本市では、「認めあい 支えあい とともに夢拓くまち やまぐち」を基本理念として、平成20（2008）年3月に、「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、市民、市民活動団体、事業者と連携して、男女共同参画を推進してきました。
- 平成21（2009）年4月に、男女共同参画の推進拠点となる山口市男女共同参画センター（愛称：ゆめぼぼら）を設置し、講座・講演会など学習機会の提供や啓発、市民や団体等の活動・交流の支援、女性相談員によるDV相談などを行っています。
- 平成25（2013）年3月に、「山口市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を盛り込んだ「山口市男女共同参画基本計画 後期行動計画」を策定しました。
- 平成26（2014）年3月に、「山口市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する7つの基本理念を定めるとともに、市、市民、事業所等の責務を明らかにし、市の施策の推進の基本となる事項を定めました。また、条例の規定により、学識経験者や市民、関係団体の代表者等で構成される「山口市男女共同参画推進審議会」を設置しました。
- 平成26（2014）年11月に、「第23回男女共同参画全国都市会議 in やまぐち」を開催し、男女共同参画の課題について全国の行政関係者や市民活動団体等による熱心なディスカッションが行われ、都市間の交流も図られました。
- 平成28（2016）年度には、男女共同参画の施策推進の基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」及び「女性活躍推進に関する事業所調査」を実施しました。
- 平成30（2018）年3月に、「山口市女性活躍推進計画」と、「山口市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を盛り込んだ「第2次山口市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 令和3（2021）年度には、男女共同参画の施策推進の基礎資料とするため、18歳以上の市民を対象に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

4 山口市の現状

(1) 統計データから見た市の現状

① 人口の推移

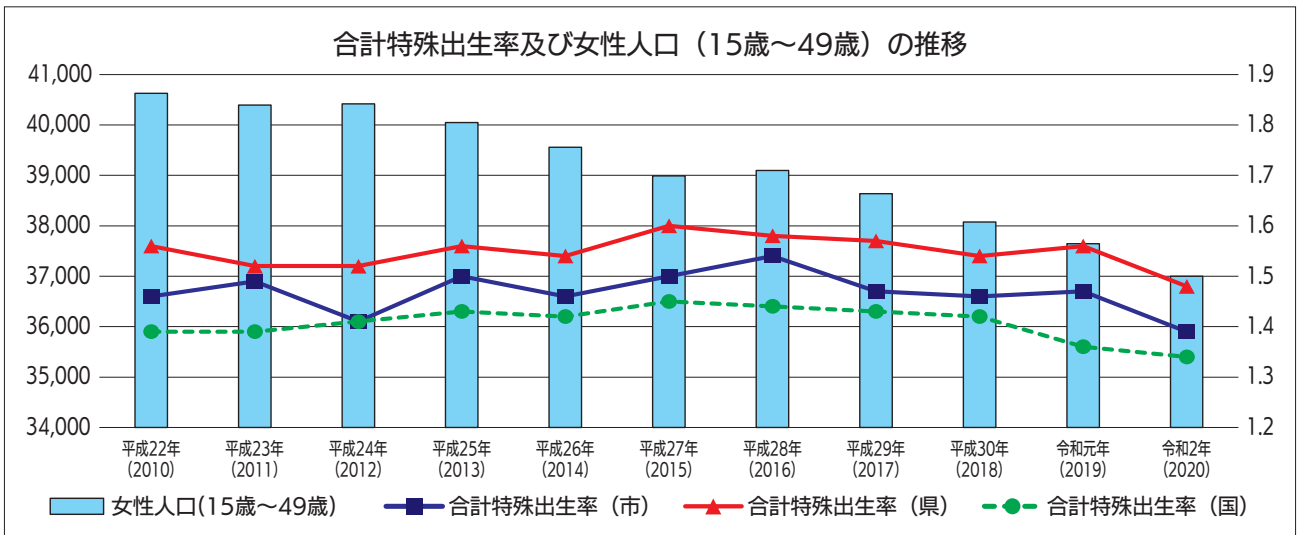
令和2年（2020）の国勢調査において、本市の総人口は初めて減少に転じました。高齢化率は年々高くなっており、死亡数が出生数を上回る人口の「自然減」が拡大し、今後も人口減少及び少子高齢化が進展していくことが見込まれています。



(資料：令和2年国勢調査)

② 合計特殊出生率及び女性人口（15歳～49歳）の推移

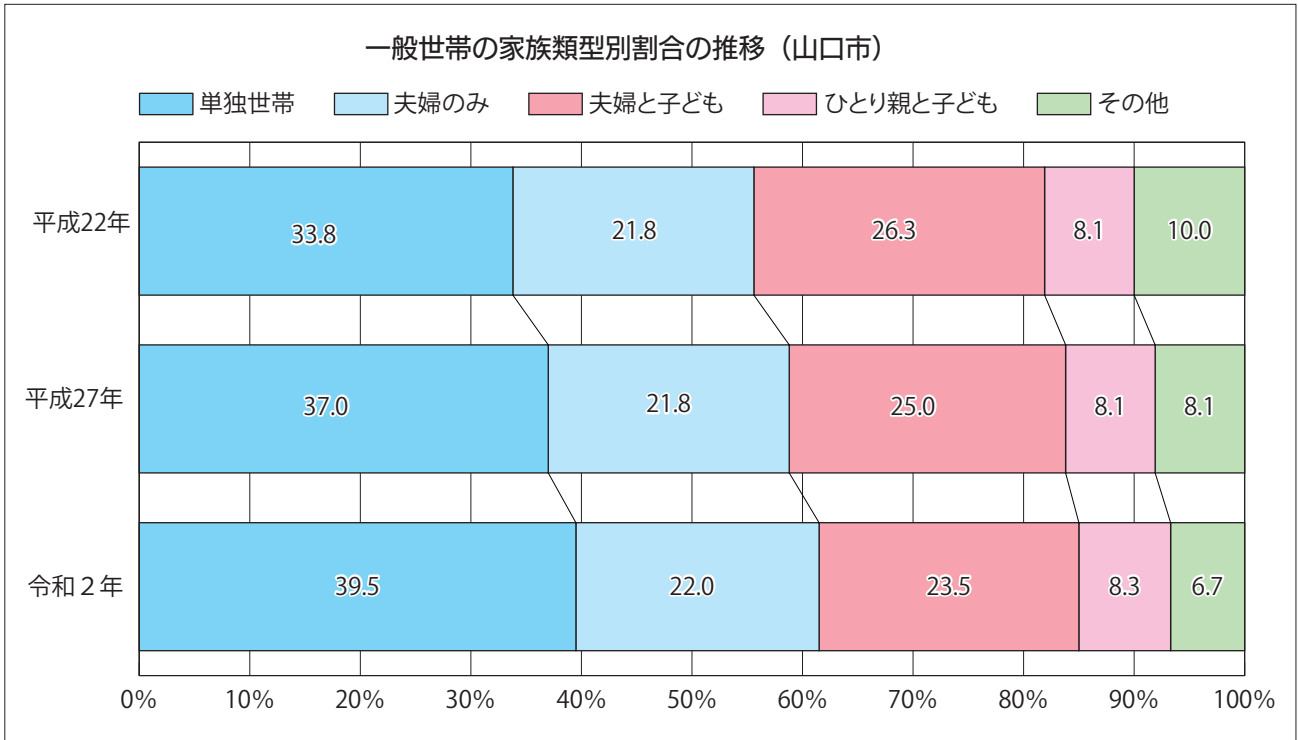
本市の合計特殊出生率は、ほぼ横ばいで推移しており、全国よりも高く、山口県よりは低くなっています。女性人口（15歳～49歳）については減少しています。



(資料：令和2年国勢調査)

③ 家族形態の変化

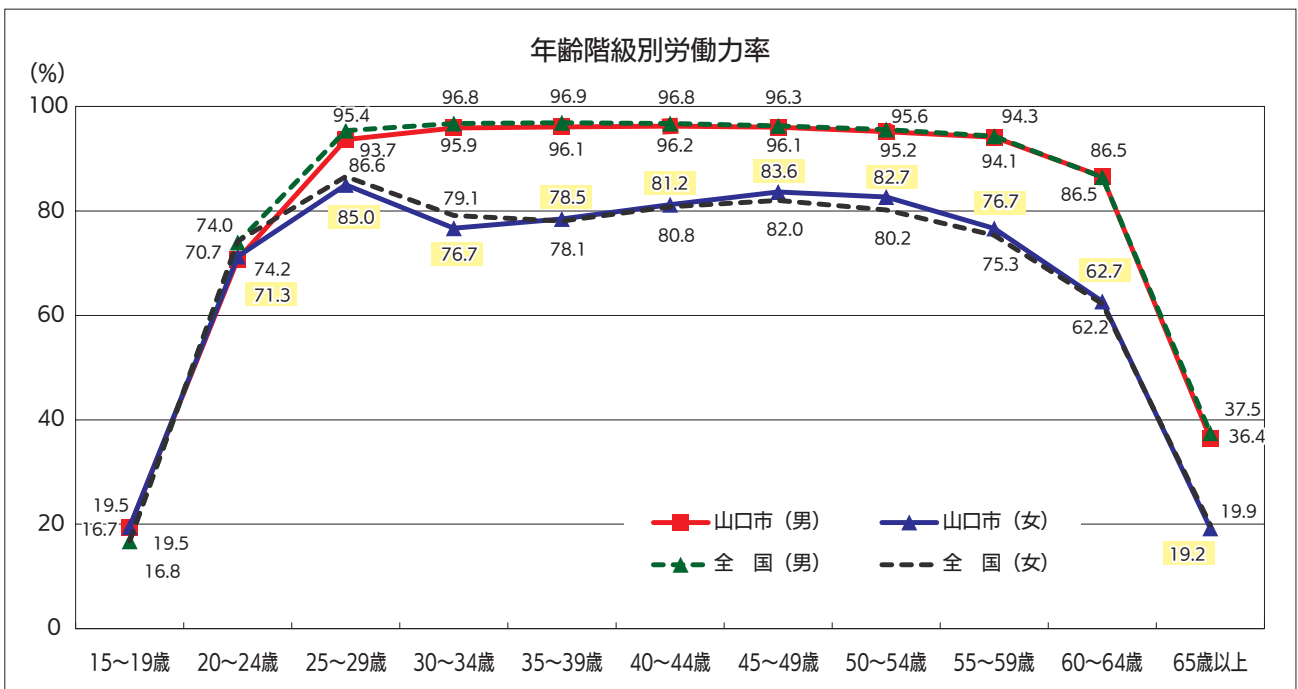
本市では、「夫婦と子ども」世帯の割合が減少し、「単独世帯」の割合が増加しており家族形態が変化しています。



(資料：令和2年国勢調査)

④ 女性の就業状況

本市の女性の年齢階級別の労働力率は、20歳代後半から低下し、30歳代前半を底に、全体としてM字カーブを描いていますが、カーブは緩やかになってきており、男性に見られる台形に近づきつつあります。



(資料：令和2年国勢調査)

(2) 第2次山口市男女共同参画基本計画 成果指標の動向

「第2次山口市男女共同参画基本計画」（平成30年～令和4年度）における指標の動向は以下のとおりとなっています。

（○達成 ↑改善 →横ばい ↓後退）

指 標	当初（値）	旧目標（値）	現状（値）	動向
「男は仕事、女は家庭」という考え方の肯定割合	15.4% [平成28年度]	減少させる [令和4年度]	12.6% [令和3年度]	○
男女共同参画が実現されていると思う市民の割合	56.4% [平成28年度]	65.0% [令和4年度]	35.2% [令和4年度]	↓
男女共同参画センターゆめぼらの認知度	25.1% [平成28年度]	40.0% [令和4年度]	22.1% [令和3年度]	↓
男女の地位が教育の場で平等と感じる人の割合	64.1% [平成28年度]	増加させる [令和4年度]	64.1% [令和3年度]	→
家庭教育支援員の数	11名 [平成28年度]	増加させる [令和4年度]	27名 [令和3年度]	○
ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	29.2% [平成28年度]	40.0% [令和4年度]	25.3% [令和3年度]	↓
地域子育て支援拠点施設の利用者数	6,615人/月 [平成28年度]	6,435人/月 [令和4年度]	4,410人/月 [令和3年度]	↓
通常保育定員数	3,577人 [平成29年度]	4,339人 [令和4年度]	4,503人 [令和3年度]	○
延長保育実施保育所数	36か所 [平成29年度]	39か所 [令和4年度]	39か所 [令和3年度]	○
放課後児童クラブ定員数	1,856人 [平成29年度]	2,452人 [令和4年度]	2,667人 [令和3年度]	○
地域包括支援センターを知っている市民の割合	52.3% [平成28年度]	56.0% [令和4年度]	53.9% [令和4年度]	↑
マタニティ・ハラスメントの内容を知っている人の割合	84.9% [平成28年度]	増加させる [令和4年度]	—	—
ポジティブ・アクションに取り組む事業者の割合	31.0% [平成28年度]	35.0% [令和4年度]	31.3% [令和2年度]	↑
男女の地位が職場で平等と感じる人の割合	22.1% [平成28年度]	40.0% [令和4年度]	27.0% [令和3年度]	↑
審議会等の女性委員登用率	23.9% [平成28年度]	35.0% [令和4年度]	28.4% [令和3年度]	↑

指 標		当初（値）	旧目標（値）	現状（値）	動向
女性委員のいない審議会等の割合		21.1% [平成28年度]	0% [令和4年度]	13.5% [令和3年度]	↑
市の管理職に占める女性職員の割合（一般行政職）		6.4% [平成29年度]	10.0% [令和4年度]	10.1% [令和4年度]	○
市職員の育児休業取得率		男性2.4% 女性100% [平成28年度]	男性50.0% 女性100% [令和4年度]	男性6.7% 女性100% [令和3年度]	↑
農業協同組合正組合員に占める女性の割合		30.4% [平成28年度]	33.0% [令和4年度]	30.6% [令和3年度]	↑
農業委員に占める女性の割合		12.8% [平成28年度]	15.0% [令和4年度]	25.0% [令和3年度]	○
自治会長に占める女性の割合		6.9% [平成28年度]	10.0% [令和4年度]	7.3% [令和3年度]	↑
地域づくり協議会の役員に占める女性の割合		15.0% [平成28年度]	20.0% [令和4年度]	16.8% [令和3年度]	↑
男女の地位が地域社会で平等と感じる人の割合		29.1% [平成28年度]	40.0% [令和4年度]	32.8% [令和3年度]	↑
山口市防災会議に占める女性の割合		12.5% [平成28年度]	30.0% [令和4年度]	5.8% [令和3年度]	↓
消防団員に占める女性の割合		4.7% [平成28年度]	7.0% [令和4年度]	8.0% [令和3年度]	○
ドメスティック・バイオレンス（DV）にあたると思う人の割合	平手で打つ	71.3% [平成28年度]	増加させる [令和4年度]	78.4% [令和3年度]	○
	殴るふりをしておどす	62.0% [平成28年度]	増加させる [令和4年度]	69.1% [令和3年度]	○
	いやがっているのに性的な行為を強要する	77.5% [平成28年度]	増加させる [令和4年度]	81.6% [令和3年度]	○
DV防止法の概要を知っている市民の割合		16.2% [平成28年度]	30.0% [令和4年度]	22.8% [令和3年度]	↑
DV相談窓口の認知度		38.5% [平成28年度]	50.0% [令和4年度]	46.4% [令和3年度]	↑
自分が健康だと思う市民の割合		75.0% [平成28年度]	78.0% [令和4年度]	75.6% [令和4年度]	↑

1 山口市が目指す男女共同参画社会

認めあい 支えあい ともに夢拓くまち やまぐち

を基本理念とし、性別や分野にかかわらず、

誰もが自己実現を夢みることができる地域づくり

誰もが自己実現を果たせる地域づくり

誰もが能力を発揮できる地域づくり

に取り組み、一人ひとりが尊重され自分らしく生きることができる社会の実現をめざします。

基本目標1 すべての世代が男女共同参画の意義を理解するための環境づくり

性別に基づく固定的な社会通念・習慣・しきたりなどから生まれるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）をあらため、すべての世代が互いの人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を發揮できるように、男女共同参画についての理解を促します。

基本目標2 あらゆる分野で男女ともが活躍できる環境づくり

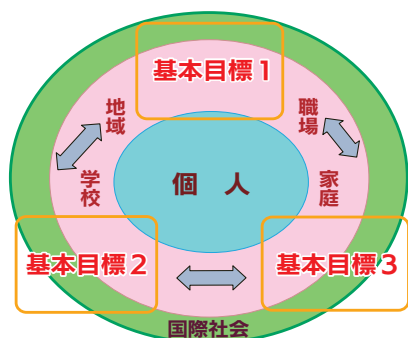
「男は仕事、女は家庭」というかつての家族の姿はすでに標準ではなくなり、多様化しています。社会の変化に対応するためにも、男女があらゆる分野の意思決定の場に対等な立場で参画することで、多様な価値観や発想など新しい視点を取り入れ、様々な立場を考慮した政策等の実施が実現できます。

一人ひとりの経済的自立は喫緊の課題であり、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境が生まれ、多様で柔軟な働き方の実現により、男女が互いに責任を分かち合い、家事・子育て・介護等の必要な支援を受けながら参画し、一人ひとりが仕事と生活のあり方を様々に選択でき、性別に関係なくあらゆる分野で活躍できる社会をめざします。

基本目標3 男女ともに健康で安全・安心な暮らしづくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことや、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪・性暴力など男女間のあらゆる暴力を根絶することは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。

すべての人が、健康を享受し、尊厳と誇りを持って安心して暮らせる社会の実現をめざします。



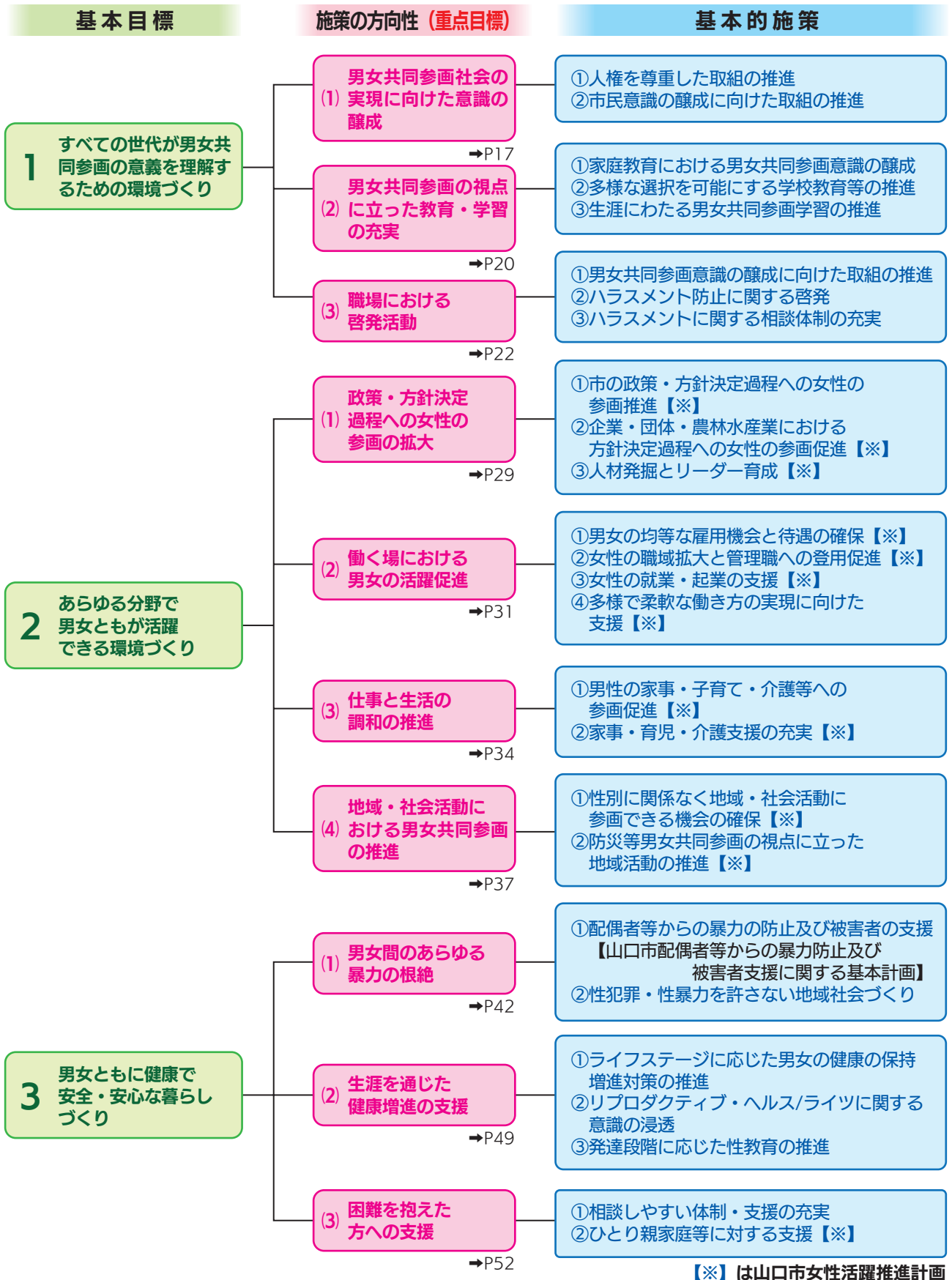
※ この図は、山口市男女共同参画推進審議会により作成されました。
3つの目標が、全ての領域（「あらゆる場所」、「あらゆる機会」）に関わっていることを示します。

3つの目標は各々の領域において、各領域の質を保障し、かつ高めます。

2 計画体系の見直し

本基本計画では、山口市男女共同参画推進条例の基本理念の下、国の「第5次男女共同参画基本計画」や「第5次山口県男女共同参画基本計画」、「女性活躍推進法」、「第二次山口市総合計画」等を踏まえ、新たな課題に対応し、男女共同参画の取組をわかりやすく示すために、3つの「基本目標」及び、重点目標となる10の「施策の方向性」、26の「基本的施策」に計画体系を見直しています。

3 計画体系図



【※】は山口市女性活躍推進計画

4 計画の推進

(1) 推進体制

① 山口市男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野にわたり、市全体での男女共同参画の取組が必要であることから、副市長を本部長として各部局長等で構成する庁内組織である「山口市男女共同参画推進本部」において、庁内の連携強化を図り、男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

② 山口市男女共同参画推進審議会

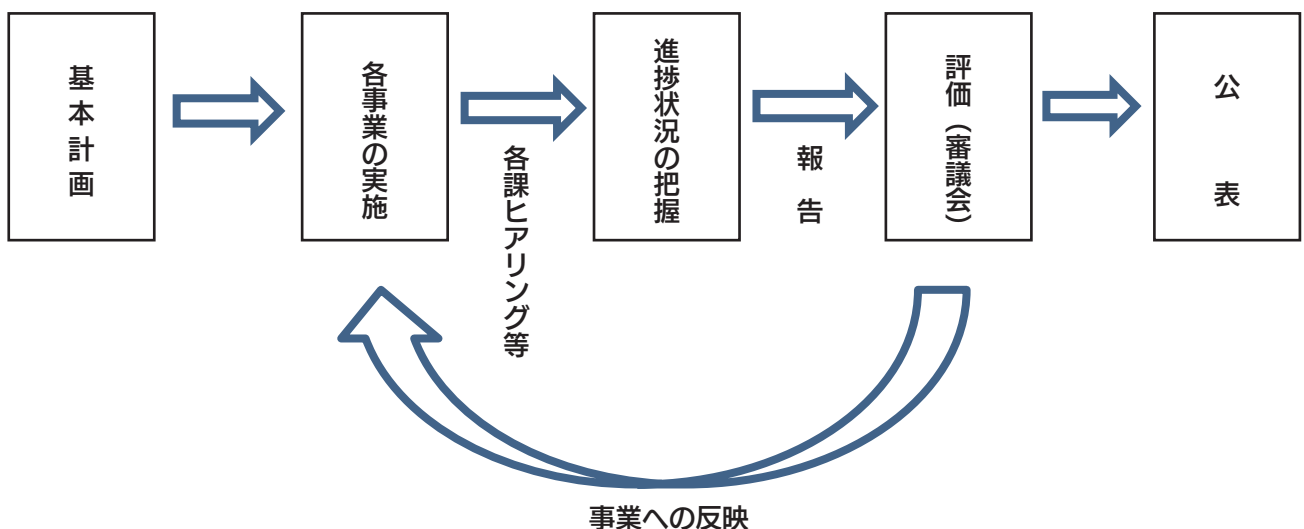
山口市男女共同参画推進条例の規定に基づき、市長の附属機関として設置している「山口市男女共同参画推進審議会」は、市民や学識経験者、関係団体の代表などで構成しており、市長の諮問に応じ、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策等について調査・審議し、市長に答申するほか、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

(2) 進行管理

本計画に基づいて実施される様々な男女共同参画推進の取組について、進捗状況を把握するため、各課へのヒアリングや市民意識調査、事業所調査などを実施します。

さらに、男女共同参画推進施策の実施状況を審議会に報告し、意見及び評価を受けて基本計画の進行管理を行います。

また、条例の規定に基づき、毎年、実施状況の報告書をまとめ、市民に公表します。



基本目標1 すべての世代が男女共同参画の意義を理解するための環境づくり

現 状

- 令和3年度の市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識を問う調査では、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人が15.4%から12.6%と減少していることから、固定的性別役割分担意識は解消に向かっている傾向にあります。しかしながら、「男はこうすべき、女はこうすべき」というような、個人の能力や資質に関係なく、性別によって役割や特性を固定的にとらえる傾向については、家庭・教育・職場・地域社会・法律や制度上・社会通念や風潮・テレビや雑誌などの表現、これら全ての項目において、「強い」と捉えている人は減っているものの、「やや強い」と感じている人が前回調査より増加しています。
- 男女共同参画社会の実現のためには、「女性・男性を取り巻く様々な偏見や、固定的な社会通念・習慣・しきたりを改めること」が重要であると、市民意識調査の中で答えた人の割合が最も高く、次に「幼い時から家庭や学校で、男女の平等について教えること」の割合が高くなっています。

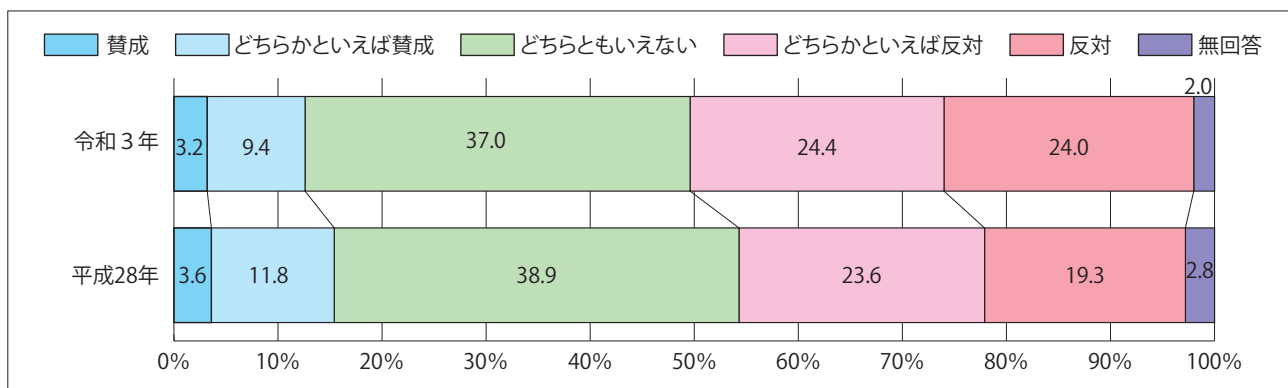
課 題

- 偏見や、固定的な社会通念・習慣・しきたりを改めるための、効果的で継続的な啓発活動により、男女共同参画意識を醸成する必要があります。
- 性別にとらわれることなく、その人の個性と能力に基づいて、自主的に様々な選択ができるように、男女共同参画意識の醸成を幼い時から始めることが重要です。
- 日本は、ジェンダーギャップ指数などの国際比較において女性の地位が低い状況にあることから、国際社会の動向の把握や様々な文化を持つ世界の人々との交流を通じて、日本の現状と世界の現状の比較等により、男女共同参画意識の醸成に向けた取組を行う必要があります。
- 市民の方々に男女共同参画とはどのようなものか知っていただくきっかけを作り、男女共同参画意識の醸成の手助けとなるように、推進拠点である山口市男女共同参画センター（愛称：ゆめぼぼら）事業を中心に、学習機会の提供や意識啓発、市民や市民活動団体の活動の支援、DVなどの相談を実施していく必要があります。

どうして男女共同参画を推進するのか

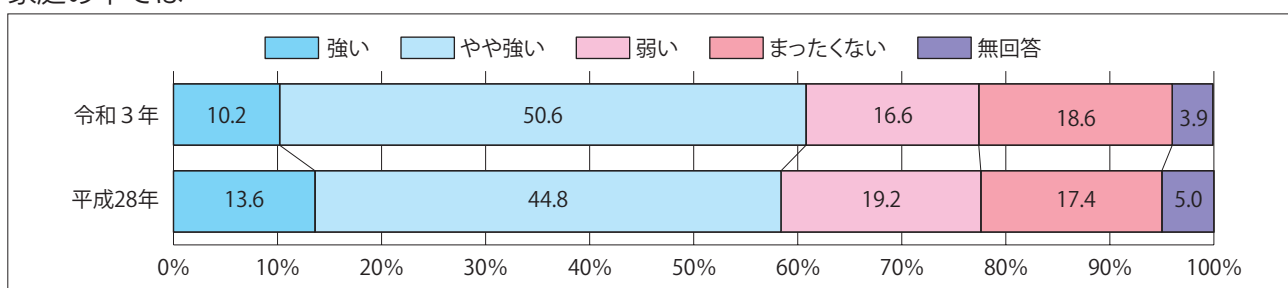
現在の日本では、さまざまな分野において、政策や方針決定過程に女性の参画が少なく、国際的に見ても低い水準となっています。「男だから」「女だから」といった固定的性別役割分担意識で男性と女性の役割が分けられる傾向にあり、こうした偏見や固定的な社会通念・習慣・しきたりをあらため、社会のあらゆる分野に、男女がともに参画（自分の意思で、企画・立案や決定に積極的にかかわる）することで、互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現しようとしています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

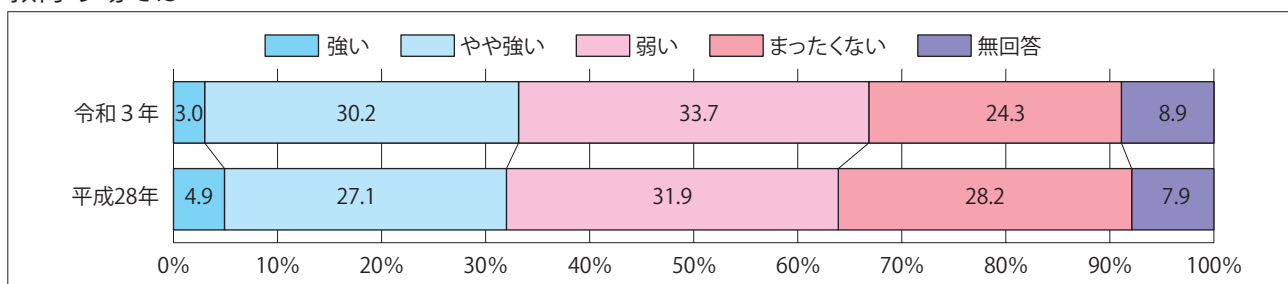


分野別固定的性別役割分担意識について

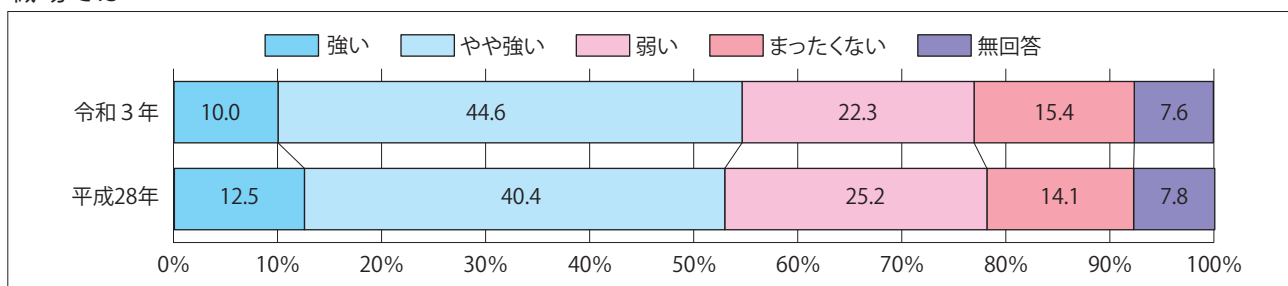
家庭の中では



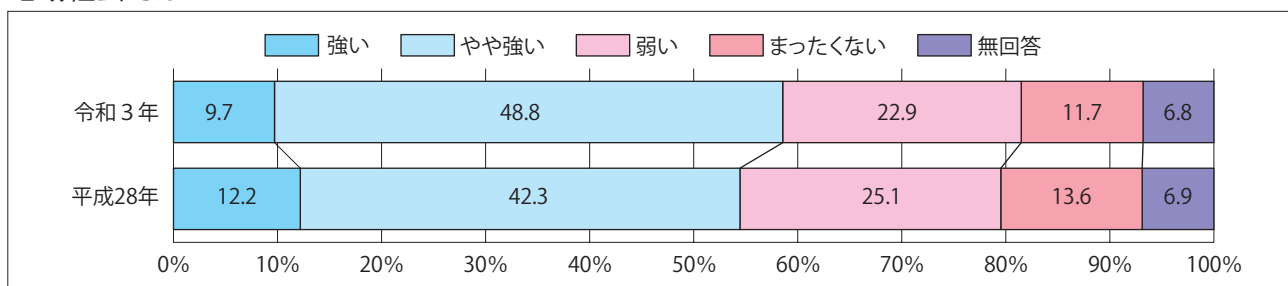
教育の間では



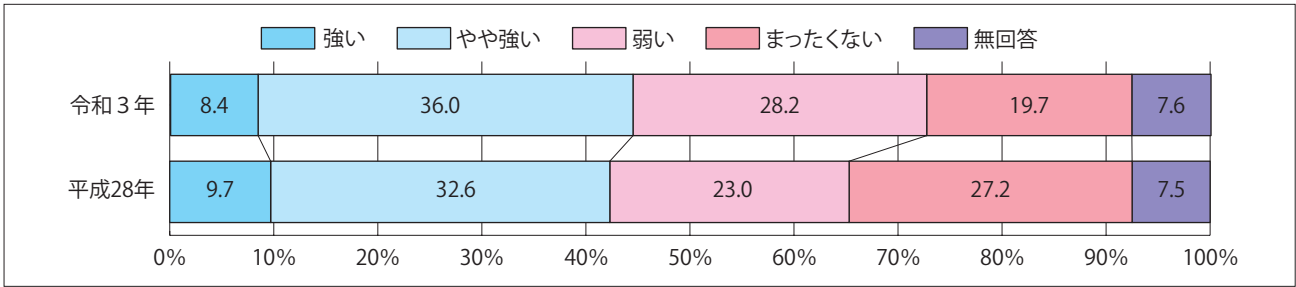
職場では



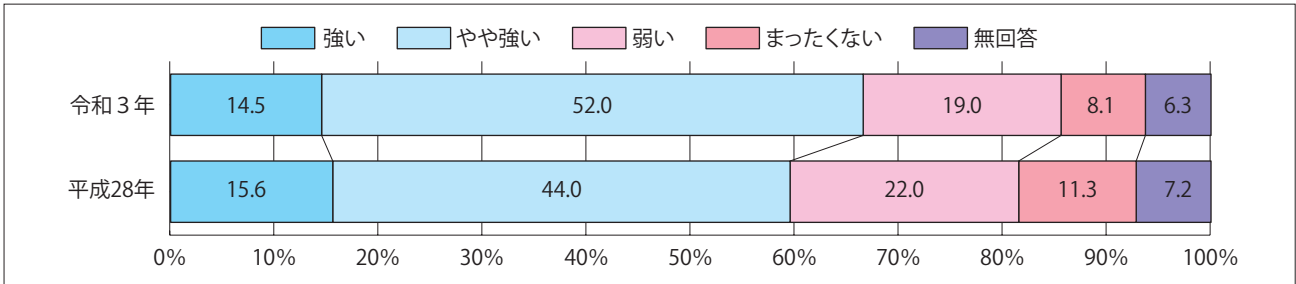
地域社会では



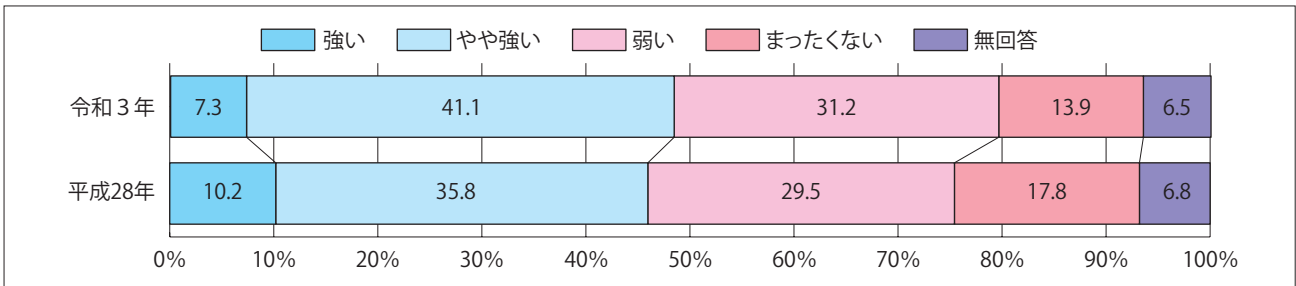
法律や制度上では



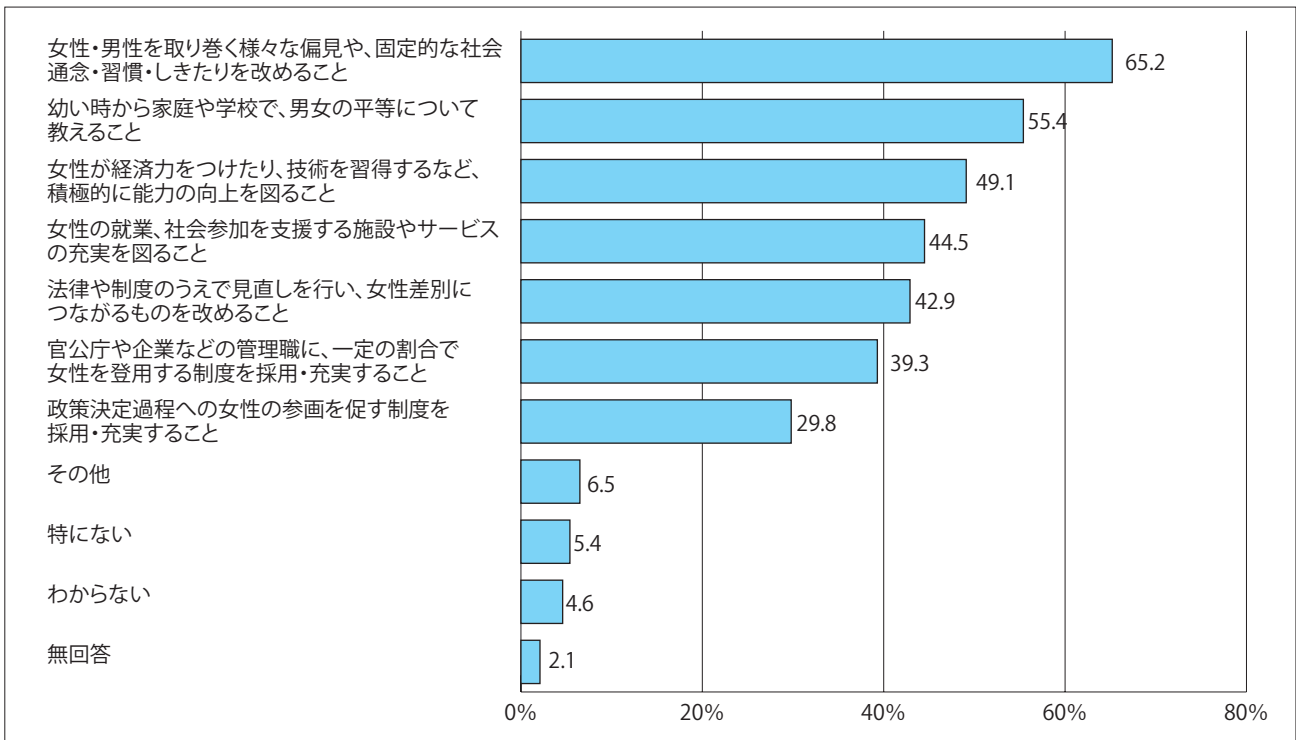
社会通念や風潮では



テレビや雑誌などの表現では



男女が平等になるために重要なこと



(令和3年度 市民意識調査)

基本的施策① 人権を尊重した取組の推進

人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見などを解消するには、山口市男女共同参画推進条例の基本理念の一つである「男女の人権の尊重」が重要です。このことについて改めて真摯に向き合うことで、意識の根底に形成されてしまっている偏見や固定的な社会通念を解消します。

具体的施策	事業内容	担当課
メディア・リテラシーに関する啓発	メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に読み解く能力や発信者としての注意など、男女共同参画の視点で幅広い世代でのメディア・リテラシーの向上についての啓発を行います。	人権推進課 学校教育課 社会教育課
人権を尊重した表現の推進	広報・刊行物やウェブサイトにおいて、人権を尊重した表現を推進します。	広報広聴課 関係課

メディア・リテラシー

- **メディアの情報を主体的に読み解く能力**
- **メディアにアクセスし活用する能力**
- **メディアを通じコミュニケーションする能力**

この3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

男女共同参画の分野では、固定的な性別役割分担意識に基づいた映像・表現等や性を商品化した情報を適切に読み解くとともに、正しい表現や情報発信を行うことができる能力をいいます。

基本的施策② 市民意識の醸成に向けた取組の推進

男女共同参画に関する情報を提供したり、啓発講座等を実施することで、あらゆる世代の人々が、男女共同参画に関する意識やその意義に対する理解を深め、様々な立場の人の人権が尊重される社会となるための環境づくりを進めます。

具体的施策	事業内容	担当課
固定的性別役割分担意識の解消	調査等を実施し、固定的性別役割分担意識等の状況把握に努めます。	人権推進課
	アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）による生きづらさの解消・改善のための気付き作りの講座等を開催します。	人権推進課
広報・啓発の推進	男女共同参画に関する情報について、様々な広報媒体や市民・団体との協働により、広く情報提供・啓発を行います。	人権推進課
	男女共同参画に関する講座や人権学習講座により、男女共同参画意識の醸成や男女共同参画を推進する人材の育成を行います。	人権推進課
	男女共同参画センターゆめぼぼらからの情報発信による、男女共同参画意識の醸成や男女共同参画を推進する人材の育成を行います。	人権推進課
市民活動団体等の活動の支援	男女共同参画意識が広く市民に浸透するように、市民や市民活動団体の主体的な活動を支援し、意識啓発や資質向上を図ります。	人権推進課
	多様化するニーズや地域課題に対応するために、市民活動団体等との情報交換や事業連携を推進します。	人権推進課 関係課
	市民活動団体の交流拠点としての男女共同参画センターゆめぼぼらの機能強化を図ります。	人権推進課

用語説明

ゆめぼぼら

「ぼぼら」はイタリア語で「市民」という意味を持つ「ポポラーレ」が由来。市民の多くの夢が生まれる素晴らしい空間になるようにとの願いが込められています。

具体的施策	事業内容	担当課
大学との連携	若い世代を対象とした男女共同参画に関する講座等を市内の大学と連携しながら実施します。	人権推進課
性の多様性に関する理解の促進	性自認や性的指向を理由とした偏見や差別の解消を目指し、様々な立場の人の人権が尊重されるよう、正しい知識や性の多様性に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。	人権推進課
児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施	自身の性別に違和感を感じる生徒に対し、その心情に十分配慮した対応を行うとともに、相談しやすい体制の充実に努めます。また、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導や人権教育を推進します。	学校教育課
国際理解の推進	姉妹都市との市民交流事業や青少年の交流事業等により、国際理解を深める機会を提供します。	国際交流課
	男女共同参画は国際的協調のもと推進されることとなっており、諸外国の男女共同参画の状況等をテーマとした講座等の開催や情報提供を行います。	人権推進課

ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから算出され、性別による格差を明らかにできます。

日本は、「教育」「健康」分野の順位は世界トップクラスの値である一方、「政治」「経済」分野においては、諸外国と比べて順位が低くなっており、男女間の格差が大きいと考えられます。

2022（令和4）年の日本の総合順位は、測定可能な146か国中116位となっています。先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。

施策の方向性(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

基本的施策① 家庭教育における男女共同参画意識の醸成

子どもにとって自己形成の大切な場である家庭において、学習機会の充実や情報提供、相談事業を実施することにより、家庭における男女共同参画意識の醸成を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
家庭教育における男女共同参画意識の醸成	保護者や親子を対象に家庭教育講座等を開催します。	社会教育課
	「家庭教育支援チーム」を派遣し、相談対応や情報提供を行います。	社会教育課

基本的施策② 多様な選択を可能にする学校教育等の推進

性別にとらわれることなく、その人の個性と能力に基づいて進路等生き方を自主的に選択できるような学校教育等を推進していき、男女共同参画意識の醸成を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	固定的な性別役割分担意識の解消、固定観念の打破を図るためにアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に気づく学習機会を設けます。	人権推進課 学校教育課
	各分野で活躍する人の話を通じて、性別にかかわらず、自分らしい生き方や働き方について考える機会を提供します。	学校教育課
学校教育等における男女共同参画意識の醸成	性別にとらわれることなく、その個性と能力に基づき主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けるよう、適切な指導を行います。	学校教育課
	小中学生を対象とした啓発リーフレットを活用し、男女共同参画に関する意識の醸成を推進します。	人権推進課 学校教育課
	幼児期からの教育において、性別にとらわれることなく、社会性や道徳性の芽生えを促すため、幼稚園や保育所等における教育の充実を図ります。	保育幼稚園課

具体的施策	事業内容	担当課
学校教育等における男女共同参画意識の醸成	子どもたちに男女共同参画意識を高める指導を行えるよう、教職員や保育士、放課後児童クラブ支援員等に対する研修の充実を図ります。	学校教育課 保育幼稚園課 こども未来課 人権推進課

基本的施策③ 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

男女共同参画社会を実現するうえで、根強く残る偏見や固定的な社会通念・習慣・しきたりを改めることが重要であり、各種講座や学習機会の充実を図ることで、あらゆる年代の方の男女共同参画についての理解を深め推進し、意識の醸成を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習や能力開発の推進	幅広い世代に男女共同参画の理解が進むよう、誰もが参加しやすい環境整備をし、各種講座や学習機会の充実を図ります。	社会教育課 人権推進課
	男女共同参画センターゆめぼぼらに配架している図書やDVD等を貸し出すことで男女共同参画意識の醸成の一助とします。	人権推進課
	男女共同参画に関する講座や人権学習講座等により、学び直しを通じて女性のキャリアアップやキャリアチェンジ等を総合的に支援します。	人権推進課 社会教育課 関係課

施策の方向性(3) 職場における啓発活動

基本的施策① 男女共同参画意識の醸成に向けた取組の推進

ハラスメントは重大な人権侵害にあたります。職場におけるあらゆるハラスメントを防止するために、人権尊重や男女共同参画に関する研修等により意識啓発を図り、すべての人が多様な生き方を実現し、能力を十分発揮できる環境をつくります。

具体的施策	事業内容	担当課
職場での意識啓発	人権の尊重や男女共同参画に関する研修等を実施し、職場での意識啓発を図ります。	人権推進課 職員課

基本的施策② ハラスメント防止に関する啓発

職場等におけるあらゆるハラスメントを防止するため、関係法令の周知・啓発を行います。また、児童生徒への間接的な啓発が期待できるため、教育関係者へのハラスメント防止に関する研修等を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
ハラスメント防止に関する啓発	職場におけるハラスメントの防止に向けた広報・啓発活動を行います。	人権推進課 ふるさと産業振興課 職員課 学校教育課
	教育関係者への研修等によりハラスメント防止に関する理解を深め、未来の担い手である児童生徒の育成へとつなげます。	学校教育課 人権推進課

基本的施策③ ハラスメントに関する相談体制の充実

ハラスメントに関する相談体制の充実を図り、すべての人が働きやすい職場の環境づくりを推進します。

具体的施策	事業内容	担当課
ハラスメントに関する相談体制の充実	ハラスメントに関して相談しやすい体制の充実に努めます。	人権推進課 職員課 学校教育課

基本目標2 あらゆる分野で男女ともが活躍できる環境づくり

現 状

- 社会のあらゆる分野において、男女が対等な立場で、政策・方針決定過程に共に参画することは、男女共同参画社会の形成にとって大変重要です。現在、山口市職員の役職に占める女性の割合は11.5%、本市の審議会委員に占める女性の割合は28.4%となっており、女性の参画が十分に進んでいない状況です。
- 令和3年度の市民意識調査によると、「政策や方針の決定過程に女性の参画が少ない理由」として、「女性の参画を積極的に進めようという意識の人が少ないから」「女性の活躍を支援する仕組みが不足しているから」「配偶者・パートナーの家事・育児等が不十分で、女性がやらざるを得ないから」という回答がほぼすべての世代の男女ともに多数を占めていました。
- 「女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこと」については、「育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること」が一番高い割合で重要であると回答されています。この質問の回答で特徴的であったのが、4番目に回答の割合が高かった「長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟であること」が、男性と比べて女性の回答のほうが多く、女性のみで見ると3番目に必要と回答されている割合が高かったことです。同調査で「就労しない理由」についての回答で、「家族に小さい子どもがいるから」と答えたのは、男性が0.0%に対し女性は22.2%でした。以上のことから、家庭内でのケア要員としての役割が女性に偏っていることが、女性が社会の中で活躍できない理由のひとつとなっていることが見えてきます。
- 「男性の家事、育児、介護や地域・社会活動への参画のために必要なこと」については、「夫婦や家族間でコミュニケーションをはかる」「家事参加に対する男性自身の抵抗感をなくす」という回答が多いですが、3番目に多かった「男性が仕事以外の時間をより多く持てるようにする」という回答から、依然として働き盛りの男性の多くが仕事中心の生活で、家事、育児、介護等に関わる時間が持ちにくい現状がわかります。

課 題

- 女性の参画を進めるために、行政が率先して女性職員の登用や職域拡大など、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進するとともに、企業・団体等に対しても積極的に働きかけを行い、意識改革を図っていく必要があります。また、女性も自ら意欲や能力を高めて社会で活躍できるよう、啓発や学習機会の提供などの支援も必要です。
- 女性が働き続けるためには、労働環境の整備や、職場の理解の促進、家事や育児の支援を受けられる状況に応じて勤務時間の調整が可能であるといった柔軟な働き方など、多様な働き方を実現するための取組の働きかけや、均等な機会や待遇等に関する職場への啓発が必要です。
- 女性の活躍促進と並行して、男性の活躍の場を家庭や地域社会へ広げることが不可欠です。男性の家事、育児、介護への参画の促進、男性の意識改革と家事、育児、介護技能を高めるための支援と合わせて、家族間でのコミュニケーションを図りやすくするための仕掛けなどが必要です。

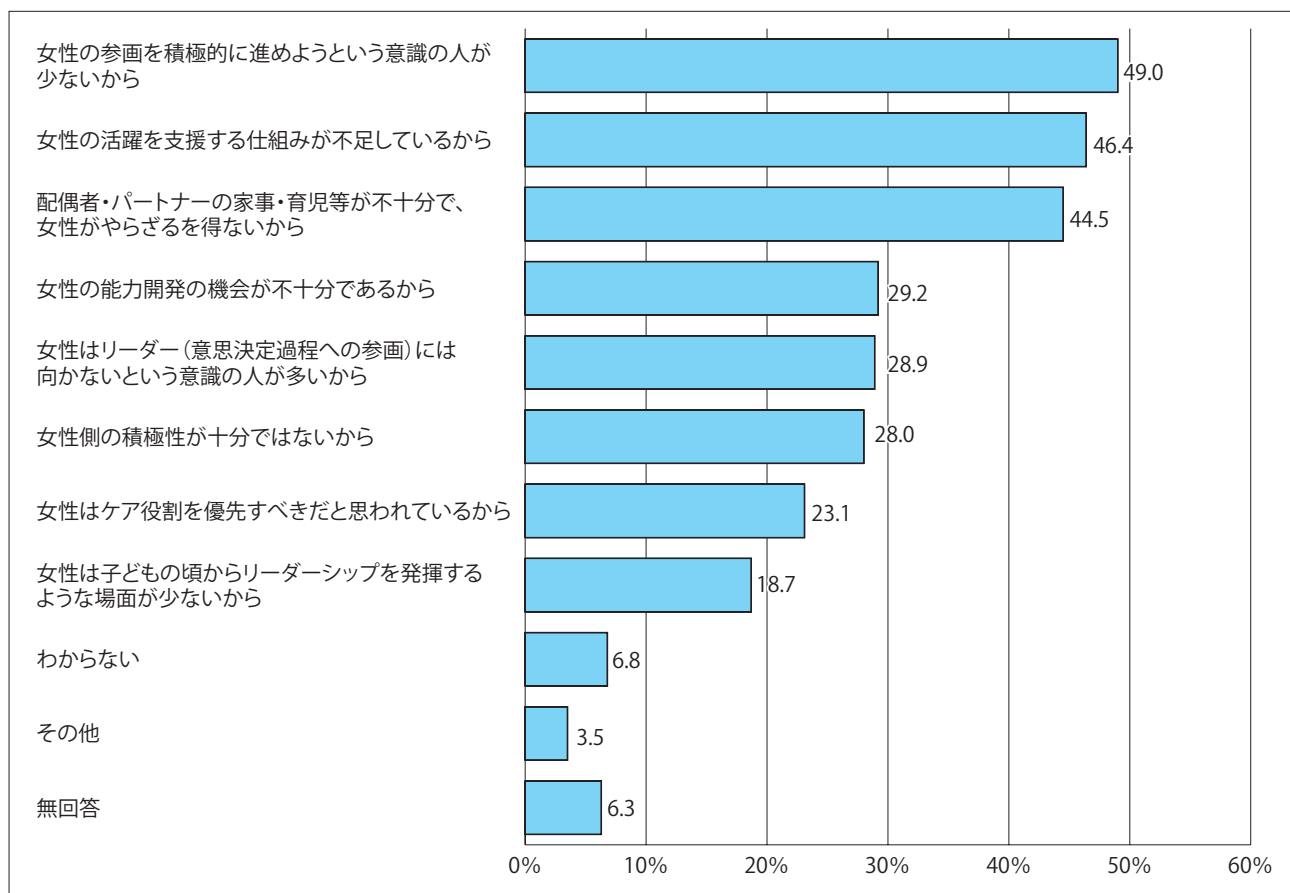
- 家族の姿は多様化しています。結婚が必ずしも女性の経済的安定につながる選択ではなくなっていることから、経済的な自立は喫緊の課題です。依然として存在する採用や登用、賃金、教育訓練の機会など男女間の格差是正や女性が能力を発揮するための支援が必要です。
- これまで、福祉や子育て、防災・防犯、環境活動等、地域で行われる様々な活動は、女性の力によって支えられてきましたが、PTAや自治会における会長等の役職は男性が多数を占めており、本市の自治会長に占める女性の割合は7.3%と低い状況です。女性の意思決定過程への参画が進むことは、多様な価値観や発想を反映させることを可能とします。女性が自らの能力を十分に発揮し、政策・方針決定に企画立案段階から男性と平等に関わり、その能力に応じて意見を反映させることができる役職につくことが望まれます。
- 農山漁村においては、女性は担い手の半数を占めていますが、農林水産業経営における女性の参画は十分でない状況です。主要な担い手である女性がその役割に見合うよう適正に評価され、能力を十分に発揮できるよう、女性の参画を進める必要があります。
- 山口市防災会議に占める女性の割合は5.8%ですが、女性視点を反映させた計画の検討に取り組み、女性に配慮した防災対策を進めました。今後も意思決定の場に女性が参画するとともに、地域防災力の向上を図るため、防災の現場における女性の参画拡大を図る必要があります。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

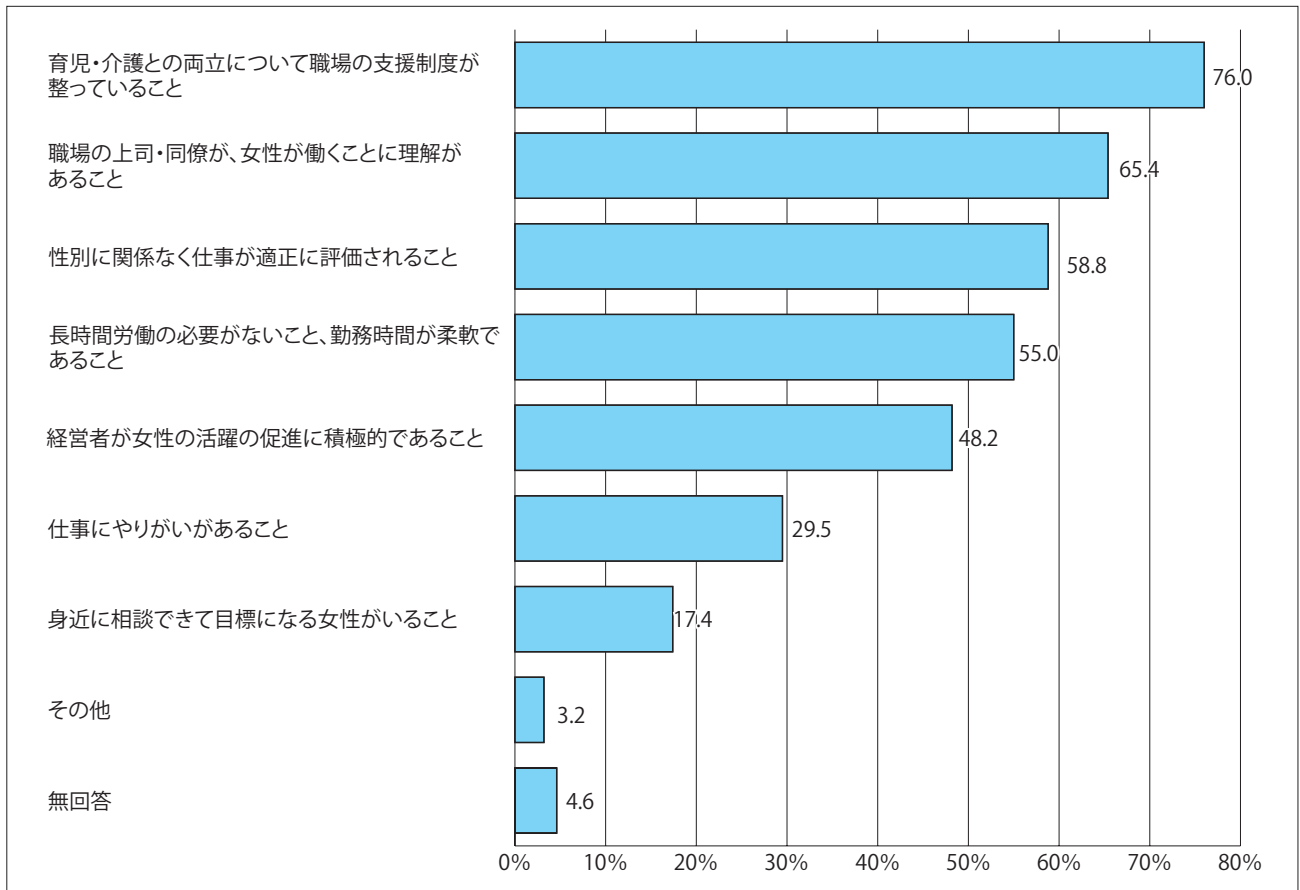
自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっています。このため、基本原則を以下のように定め、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、それによって男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的としています。

- ◎ 女性に対する採用、教育、訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響への配慮が行われること。
- ◎ 家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- ◎ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

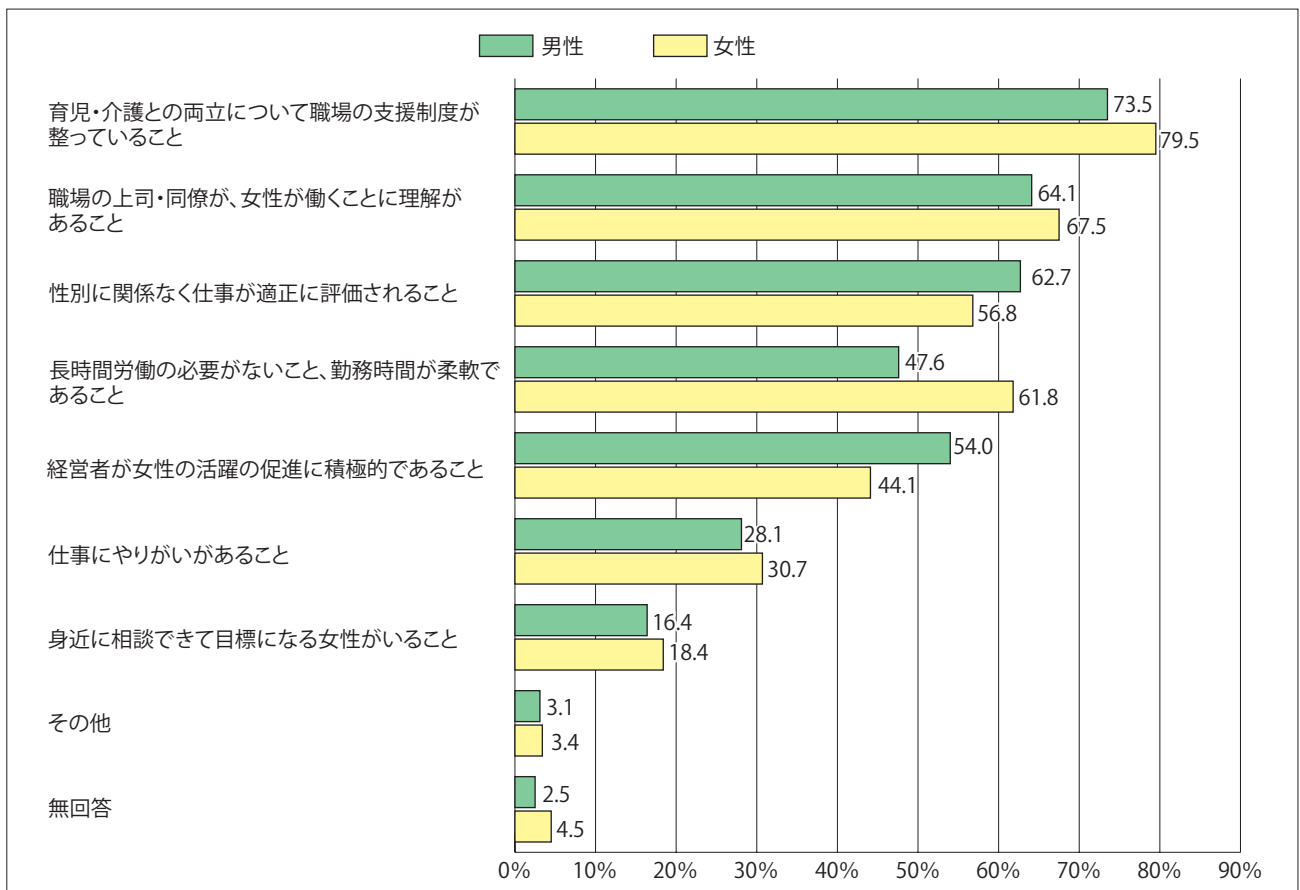
あらゆる分野で政策や方針の決定過程に女性の参画が少ない理由



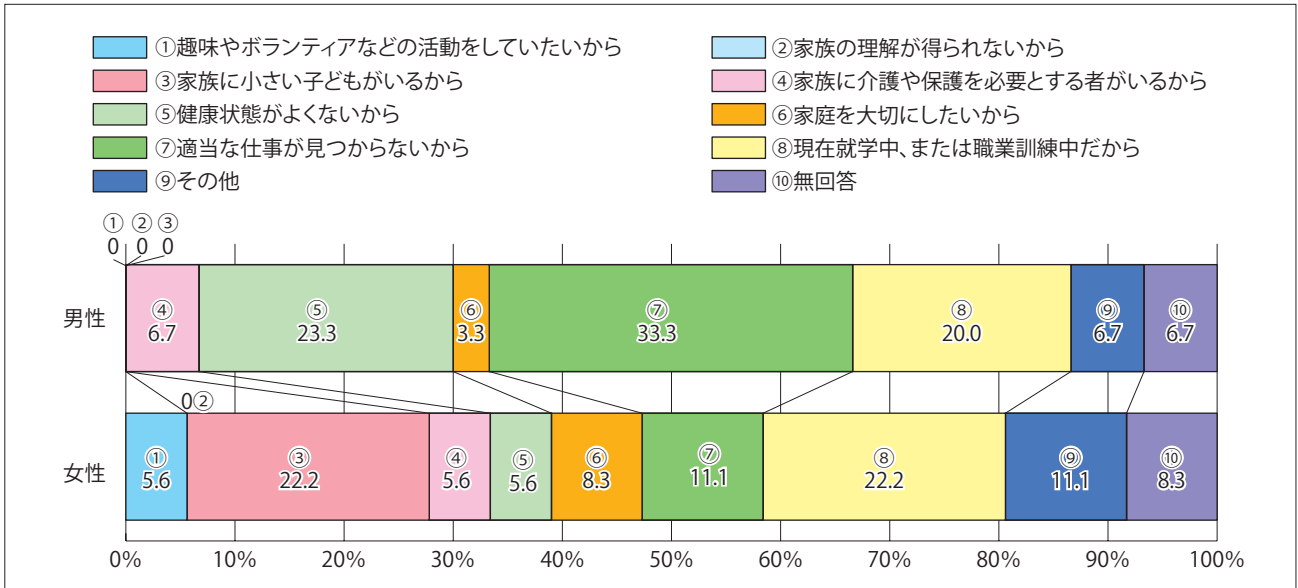
女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこと



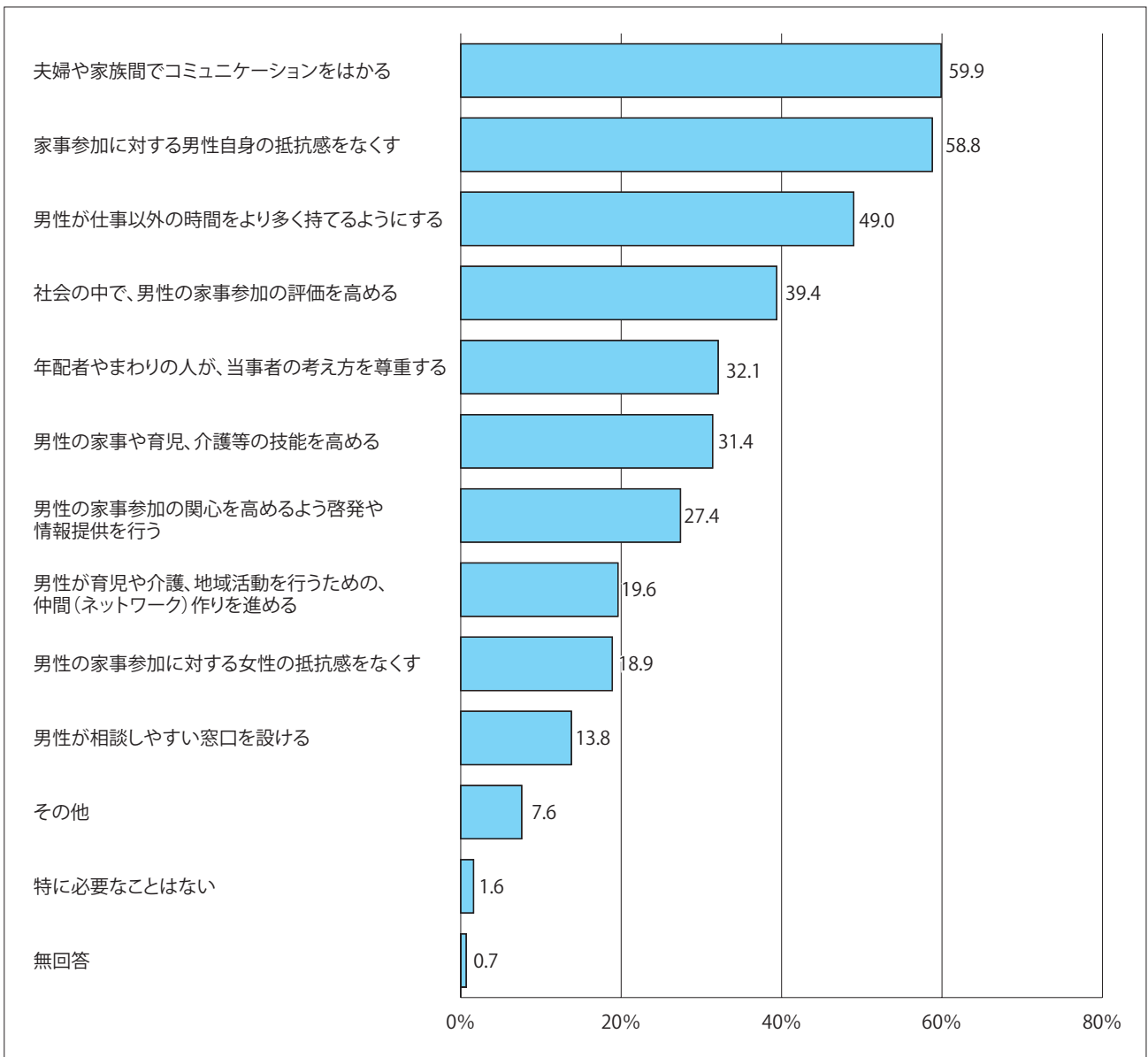
●男女比較



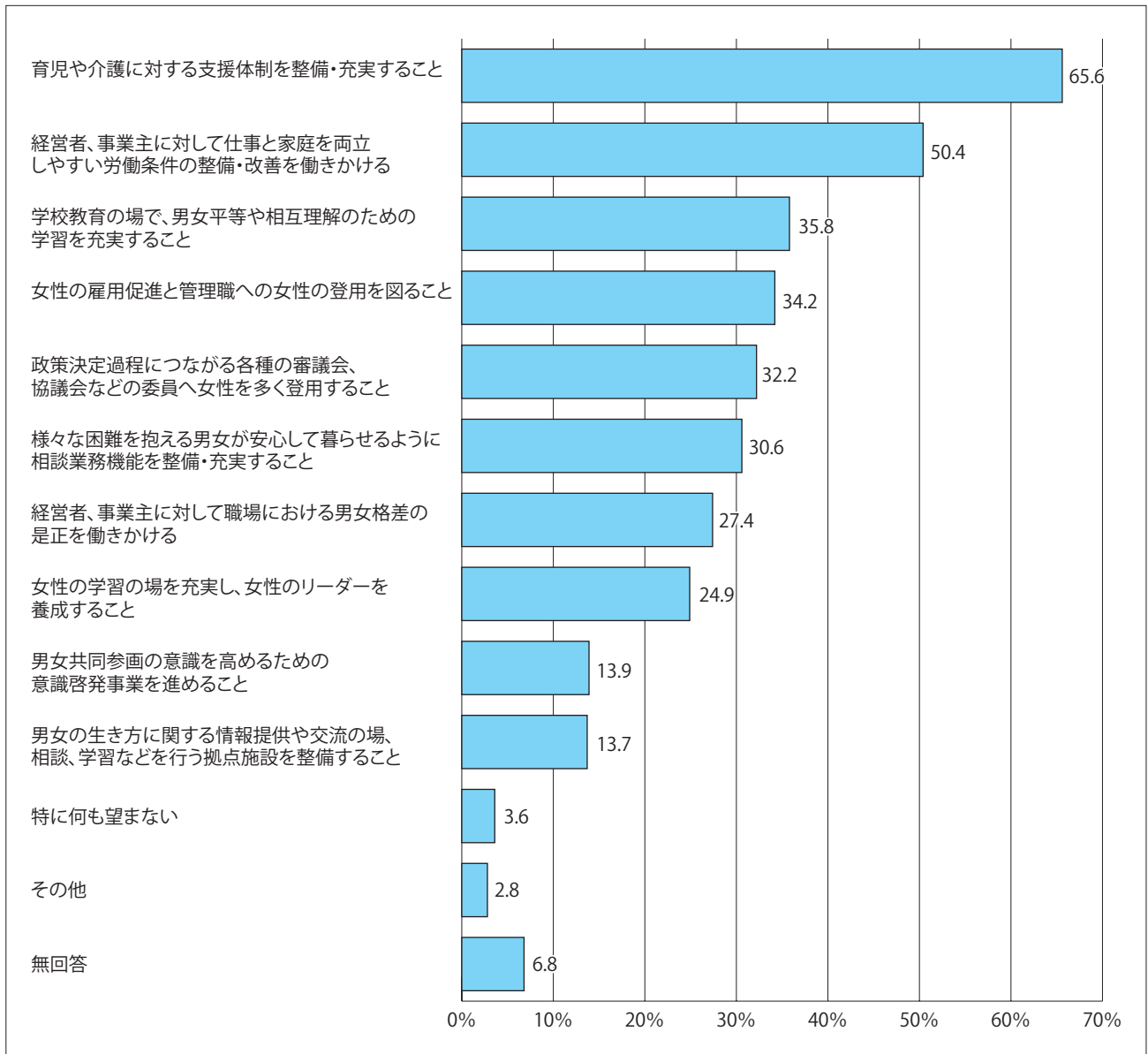
就労しない理由



男性の家事、育児、介護や地域・社会活動への参画のために必要なこと



男女共同参画推進のために行政に対して望むこと



(令和3年度 市民意識調査)

施策の方向性(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

基本的施策① 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進

多様な価値観や発想を反映させることを可能とし、様々な立場を考慮した政策等の実現を図るため、本市が設置する審議会等への女性の参画や市の女性職員の管理職への登用を推進します。

具体的施策	事業内容	担当課
市の施策・方針決定過程への女性の参画促進	審議会等の新設や委員改選にあたっての各課との事前協議、男女共同参画の視点から適切な人材を推薦してもらうなどして、女性の参画推進や女性のいない審議会等の解消に努めます。	人権推進課 関係課
市における男女共同参画の推進	性別にかかわらず、優秀な人材の採用を行い、女性職員の職域拡大や管理職への登用を推進します。	職員課
	誰もが自分の個性や強みを最大限に発揮でき、自分らしく活躍できる環境を整備します。	職員課
	男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努め、積極的に休暇等を取得できるようにします。	職員課

基本的施策② 企業・団体・農林水産業における方針決定過程への女性の参画促進

企業や団体において女性の方針決定過程への参画が進むよう、女性活躍の状況に関する調査や啓発を行うとともに、社会機運の醸成に努めます。

また、女性が担い手の半数を占める農林水産業経営において、女性はその役割に見合う適正な評価を受け、男女が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
企業・団体における女性の参画促進	企業や団体において女性活躍の状況に関する調査を行ったり、山口県「輝き女性サポーター」等を利用して女性活躍推進に関する啓発を行います。	人権推進課

具体的施策	事業内容	担当課
農林水産業における女性の参画促進	農業団体や農業委員など団体・組織等の方針決定の場に女性の参画促進に向けた啓発を行います。	農業振興課 農業委員会
	家族経営協定の締結や認定農業者等の共同申請の促進等で、女性が対等なパートナーとして農業経営ができるよう支援します。	農業振興課
	男女共同参画を進める大会や学習会への参加を支援し、情報交換や意識啓発を行います。	農業振興課 農業委員会
	農林水産業の6次産業化の推進を通じて、女性の経営への積極的な参画を図り、経済的な自立を支援します。	農業振興課 水産港湾課

基本的施策③ 人材発掘とリーダー育成

女性が自らの能力に気づき、自身の意欲と能力を高め、社会のあらゆる分野で活躍できるように、学習機会の充実やリーダー育成等の支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
学習機会の充実	社会のあらゆる分野への参画や男女共同参画を推進する人材を育成するために必要な知識・情報に関する学習機会を提供します。	社会教育課 人権推進課 関係課
	誰もが参加しやすいように、講座・講演会の開催において場所・託児・手話通訳・要約筆記等充実に努めます。	社会教育課 人権推進課 関係課
地域におけるリーダー育成	女性を対象として、能力の向上やリーダー育成、ネットワークづくりのための講座を開催します。	人権推進課

施策の方向性(2) 働く場における男女の活躍促進

基本的施策① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

男女の均等な機会と待遇の確保のため、国や県と連携して、男女雇用機会均等法等の関係法令の周知や普及啓発、また、多様な働き方を実現するための取組への働きかけに努めます。

具体的施策	事業内容	担当課
関係法令の周知	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など労働関係法令が遵守され、男女間の処遇や賃金格差が是正されるように普及啓発に努めます。	ふるさと産業振興課
柔軟な働き方の導入	国・県等と連携し、企業に対してICT（情報通信技術）等を活用した柔軟な就業形態について普及啓発します。	ふるさと産業振興課
	企業のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の自主的な取組を促すため、講座や助成金制度を設置し、企業経営の改善に努めます。	ふるさと産業振興課
	優良企業をPRしたり、国、県と連携して啓発資料を活用し啓発を行います。	ふるさと産業振興課

基本的施策② 女性の職域拡大と管理職への登用促進

女性が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けることができるよう、企業に対する研修会等を通じて、女性活躍の必要性に関する意識啓発を行うとともに、広く女性の登用促進に関する機運の醸成を図ります。また、働く女性のキャリアアップのための研修やネットワークづくりなど、女性の活躍を支援します。

具体的施策	事業内容	担当課
企業への啓発	企業に対して女性活躍の推進の研修を行うことで、女性活躍がもたらすメリットや好事例を情報提供するなどして、女性の管理職等への登用促進に向けた機運の醸成を図ります。	ふるさと産業振興課 人権推進課

具体的施策	事業内容	担当課
公共調達の受注者等の決定における優遇措置	指定管理者の選定時に、男女共同参画が進んでいる事業者を評価できる制度の構築について検討します。	総務課
	建設工事等の総合評価方式の評価項目、プロポーザル方式の選定基準、その他の調達等の受注者等の決定において、男女共同参画の推進の進捗を考慮することについて検討します。	契約監理課 関係課
働く女性のキャリアアップ支援	働く女性を対象として、能力向上やリーダー育成、ネットワークづくりができるような情報発信や講座等を行います。	ふるさと産業振興課 人権推進課
	デジタル人材の育成に関する情報提供等を行います。	ふるさと産業振興課 人権推進課
女性の職域拡大	企業の管理者に女性の働く場の拡大、及びダイバーシティ&インクルージョンの重要性を深く理解できる講座を開きます。	ふるさと産業振興課 人権推進課
	自身にあるアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)に気づき、誰もが自分の個性や強みを最大限に発揮できることを啓発します。	ふるさと産業振興課 人権推進課

ダイバーシティ&インクルージョン

性別や年齢、人種などが異なる多様な人材を受け入れ、能力が発揮できる環境を整えること。直訳すると、ダイバーシティは「多様性」、インクルージョンは「受容性」を意味します。

基本的施策③ 女性の就業・起業の支援

ライフスタイルやライフステージに応じて、女性が多様で柔軟な働き方ができるよう情報提供に努めるとともに、子育てや介護など何らかの事情によって、いったん離職した女性が円滑に再就職できるよう、様々な支援を行います。また、女性の起業について総合的に支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
再就職の支援	雇用に関する情報提供や講座の開催などをハローワークとも連携し、女性の再就職を支援します。	ふるさと産業振興課
	就業意識を啓発する講座の開催や情報提供等を行います。	人権推進課
企業の支援	市・各支援機関が連携して、起業に関することを総合的に支援します。	ふるさと産業振興課

基本的施策④ 多様で柔軟な働き方の実現に向けた支援

企業や市民に対して、職業生活と家庭生活を両立させるワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行うとともに、国・県と連携して、男性の育児・介護休業等の取得促進や長時間労働の削減、多様で柔軟な働き方等の普及啓発を行い、誰もが自分の力を十分に発揮でき、いきいきと働ける環境づくりを行います。

具体的施策	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	企業や市民へ、職業生活と家庭生活を両立させるワーク・ライフ・バランスについての講座等の開催により、意識啓発を行います。	ふるさと産業振興課 人権推進課
	働きやすい環境づくりに取り組む職場のPR等による支援を行います。	ふるさと産業振興課
	市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進を行います。	職員課

具体的施策	事業内容	担当課
働きやすい環境づくり	性別やライフイベントにかかわらず、いきいきと働けるような職場環境づくりを行います。	ふるさと産業振興課
	働く誰もが自分の個性や強みを最大限に発揮でき、自分らしく組織に参画していると感じられるよう企業に対して重要性を深く理解できる講座を開きます。	ふるさと産業振興課
育児・介護休業制度等に関する広報・啓発の推進	国・県と連携して育児・介護休業等に関する広報・啓発に努めます。	ふるさと産業振興課 人権推進課
	市職員が育児・介護休業等を取得しやすい環境整備に努めます。	職員課

施策の方向性(3) 仕事と生活の調和の推進

基本的施策① 男性の家事・子育て・介護等への参画促進

男性が、家事・子育て・介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参画できるように、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動等をおこなったり、子育て・介護を支援する講座の開催、情報の提供を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
男性の意識改革と家庭・地域への参画の促進	男性が職場優先の意識やライフスタイルの見直し、固定的性別役割分担意識の解消ができるよう啓発を行います。	人権推進課
子育てに関する情報提供の充実	「やまぐち子育て福祉総合センター」等において、教育・保育・子育て支援などの情報提供を行います。	保育幼稚園課 こども未来課
父親を対象とした子育て支援講座の開催	子育てのパートナーとしての夫婦が、出産前後に起こる夫婦関係の変化や互いの価値観について知り、自分たちなりの「家族」「子育て」について考える講座を行います。	子育て保健課

具体的施策	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点施設の充実	乳幼児とその父親・母親等が地域の身近なところで集い、相談や情報提供を受けられる「地域子育て支援施設」の充実を図り、イベント等への父親の参加を促進します。	こども未来課
男性介護への参画の促進	介護に関する講座の実施や情報の提供により、男性の介護への参画を促進します。	高齢福祉課 人権推進課
男性市職員の積極的な子育てへの参加	男性市職員が休暇取得しやすい職場環境の整備に努め、積極的に休暇等を取得できるようにします。	職員課

基本的施策② 家事・育児・介護支援の充実

男女ともに仕事と家事・子育て・介護等を両立できるよう、多様なニーズに対応した保育等のサービスの充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

具体的施策	事業内容	担当課
保育サービスや放課後児童クラブの充実	待機児童の早期解消とともに、保育ニーズを満たす提供体制の充実を図ります。併せて、保育の質の確保に努めます。	保育幼稚園課
	就業形態や子どもの状況に応じた多様な保育サービスとして、延長保育や休日保育、一時保育、病児保育等の充実を図ります。	保育幼稚園課
	放課後児童クラブのニーズを踏まえ、定員の拡大を進め、待機児童を解消します。	こども未来課
ファミリー・サポート・センターの充実	乳幼児や小学生等の保護者を会員として、児童の預かり等の支援をし、会員の交流促進等、内容の充実に努めます。併せて、提供会員が少ない状況にあるため、提供会員の確保に努めます。	こども未来課
介護サービスの充実	給付と負担のバランスを考慮しながら、家族の就労の継続や負担軽減に必要な介護サービスの充実を図ります。	介護保険課

具体的施策	事業内容	担当課
地域包括支援センターの運営	高齢者やその家族などの総合相談業務、高齢者の権利擁護、介護予防支援など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターの運営を行います。	高齢福祉課
家族介護者の支援	認知症高齢者を支える家族等や高齢者を在宅介護している家族等が交流を深め、介護に関する情報交換や研修を行う活動に補助を行うとともに、介護の負担を一人で抱え込みやすい男性介護者への支援を行います。	高齢福祉課

産後パパ育休（出生時育児休業）

子どもが生まれた時に取得する育児休業です。子どもが1歳になるまでに取得できる、いわゆる従来の「育児休業」とは別の休業です。

産後パパ育休の対象期間は、子どもの誕生日から8週間以内の期間です。

この8週間の中に、最長4週間まで休業することができます。この4週間は、2回まで分割して取得することもできます。もちろん、4週間まとめて取ることも可能ですし、1週間だけ1回取得でも大丈夫です。

8週間の中に、家庭の事情に合わせて、延べ日数4週間をどこで取得するか自由に決めることができます。

- ◎ 連続して育休を取得可能 → 「育児休業」
- ◎ 連続して育休を取得不可能 → 「産後パパ育休」と「育児休業」を組み合わせて小分けに育休を取得

基本的施策① 性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保

地域課題の解決や魅力ある地域づくりに多様な価値観や発想を反映させることができるように、自治会、地域づくり協議会、PTA等における方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、市民活動に男女が積極的に関わることができるように、情報提供や市民活動団体の支援、女性リーダーの養成等の支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
地域における女性の参画の促進	男女共同参画講座等の地域での開催など、情報提供や啓発を行います。また、地域の男女共同参画を推進する団体が企画・運営する啓発事業の支援を行います。	人権推進課
	地域やPTAの研修会などに講師を派遣し、男女共同参画に関する意識の醸成を図ります。	人権推進課
	地域の方針決定過程への女性の参画を図るため、様々な機会を通じて地域活動団体への協力要請や意識啓発を行います。	協働推進課 社会教育課 人権推進課
	地域防災活動や避難活動に女性の視点を反映できるよう、自主防災組織が取り組む活動への女性の参画を促進します。	防災危機管理課
	消防団への女性加入を促進し、育成を図ります。	警 防 課
社会教育団体の活動支援	男女が共に、地域活動や市民活動に主体的に関われるよう、社会教育団体の活動を支援します。	社会教育課
市民活動の普及啓発と団体の支援	男女が共に市民活動に積極的に参加できるよう、市民活動支援センター「さばらんて」を拠点として、HP運営や広報誌の発行等、市民活動の情報収集・提供と普及啓発を行います。	協働推進課
地域活動・市民活動における女性リーダーの育成	男女共同参画を推進する団体等における女性リーダー養成のため、リーダー研修会等への参加を支援します。	人権推進課

基本的施策② 防災等男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

あらゆる分野において様々な立場の人のニーズに対応し、住みよい地域づくりを推進していくために、男女共同参画の視点に立った意見等の反映ができるように防災会議や自治会、PTA等において女性の参画を推進します。

具体的施策	事業内容	担当課
政策・方針決定過程への女性参画促進	防災会議の委員に女性を登用し、地域防災計画等に女性の意見を反映させるよう努めます。	防災危機管理課
	自治会や地域づくり協議会の役員に女性を登用し、地域活動等に女性の意見を反映させるよう努めます。	協働推進課
	PTA活動に男女ともに参画し、活動全般に男女どちらの意見も反映させることができるよう、啓発や支援に努めます。	社会教育課 人権推進課
女性に配慮した防災対策の推進	女性や乳幼児などに配慮した避難所運営体制や災害用備蓄物の整備を図ります。	防災危機管理課 関係課
男女共同参画の視点に立った講座等の実施	男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について、講座等により啓発を行います。	防災危機管理課 人権推進課



山口市男女共同参画推進審議会作成
令和3年度 PTA啓発チラシ

基本目標3 男女ともに健康で安全・安心な暮らしづくり

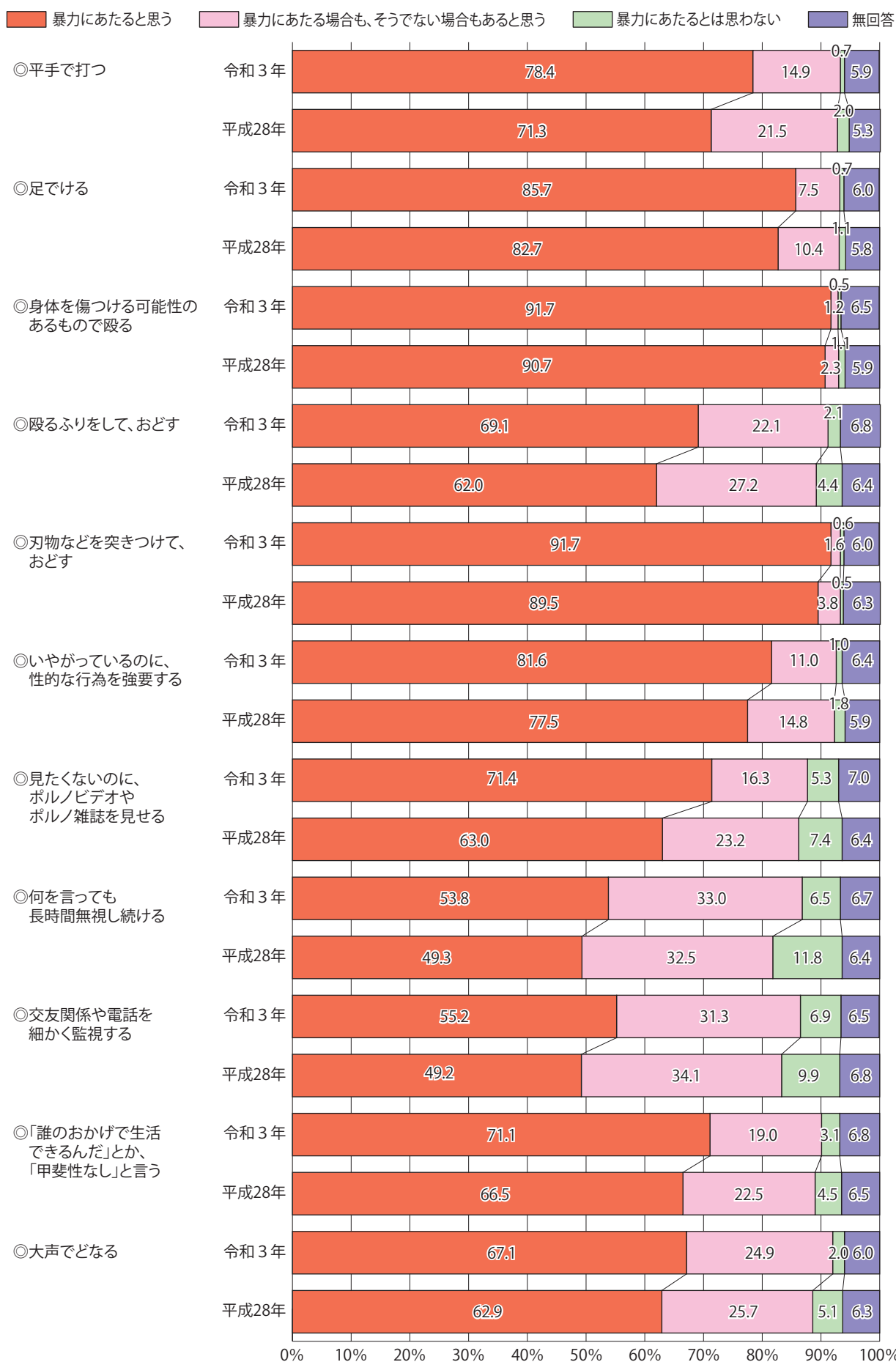
現 状

- DV（配偶者等からの暴力）や性犯罪・性暴力等は重大な人権侵害であり、男女が互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV（配偶者等からの暴力）や性犯罪・性暴力被害相談件数が全国的に増加しています。
- 令和3年度の市民意識調査によると、「暴力に対する意識」について、身体的・精神的暴力の全ての項目において「暴力にあたると思う」という回答が増加しています。このことから、以前よりもDVに対する認知度が増加傾向にあることがわかります。
- 「配偶者等から暴力を受けた経験の有無」は、精神的な暴力が身体的な暴力より多く、目には見えない精神的な被害を負う人が多くいることがわかります。
- 家族形態の変化で増加している単身世帯やひとり親家庭では、様々な事情で非正規雇用でしか仕事に就けず、生活上の困難に陥りやすい人が増加傾向にあります。

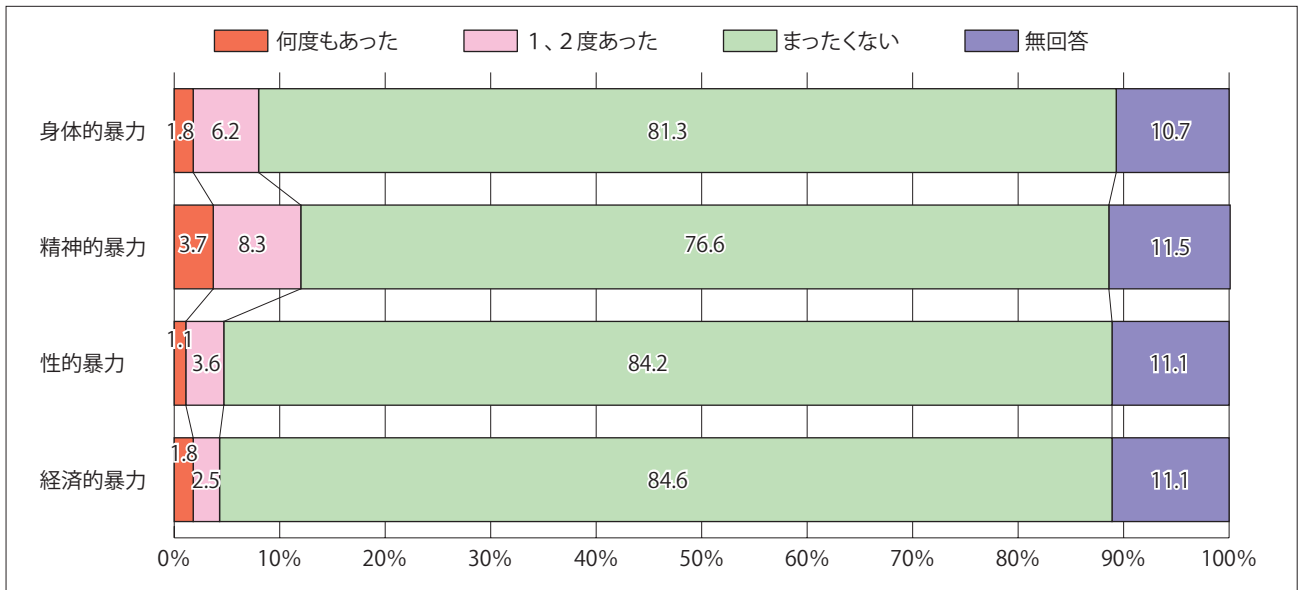
課 題

- 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない機運の醸成を図り、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防止するとともに、関係機関、庁内部署との連携を強化して、被害者の保護や心身回復のためのケア、自立支援など総合的で切れ目のない効果的な支援が必要です。
- 非正規雇用労働者やひとり親家庭等、生活上の困難を抱えやすい女性等が増加している中、貧困等生活上の困難に対応するとともに、防止するための取組が重要です。
- ひとり親家庭では、仕事、子育て、家事等を一人で担っていく必要があることから、経済的、身体的、精神的な負担が大きいため、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、貧困の状況にある子どもへの学習支援等も必要です。
- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上で非常に重要です。女性の就業率が上昇する中、仕事と女性特有の健康課題（月経・妊娠・出産）、男女ともに生じる更年期症状等との両立が課題となっています。働く女性が自らのからだのを知るとともに、男性も含めて、企業・職場や社会全体が、年代ごとの健康課題等への理解・関心を深め、一人ひとりが健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）を高めていくことが重要です。
- 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を大切にし、妊娠・出産を望む男女が、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や支援の充実を図る必要があります。

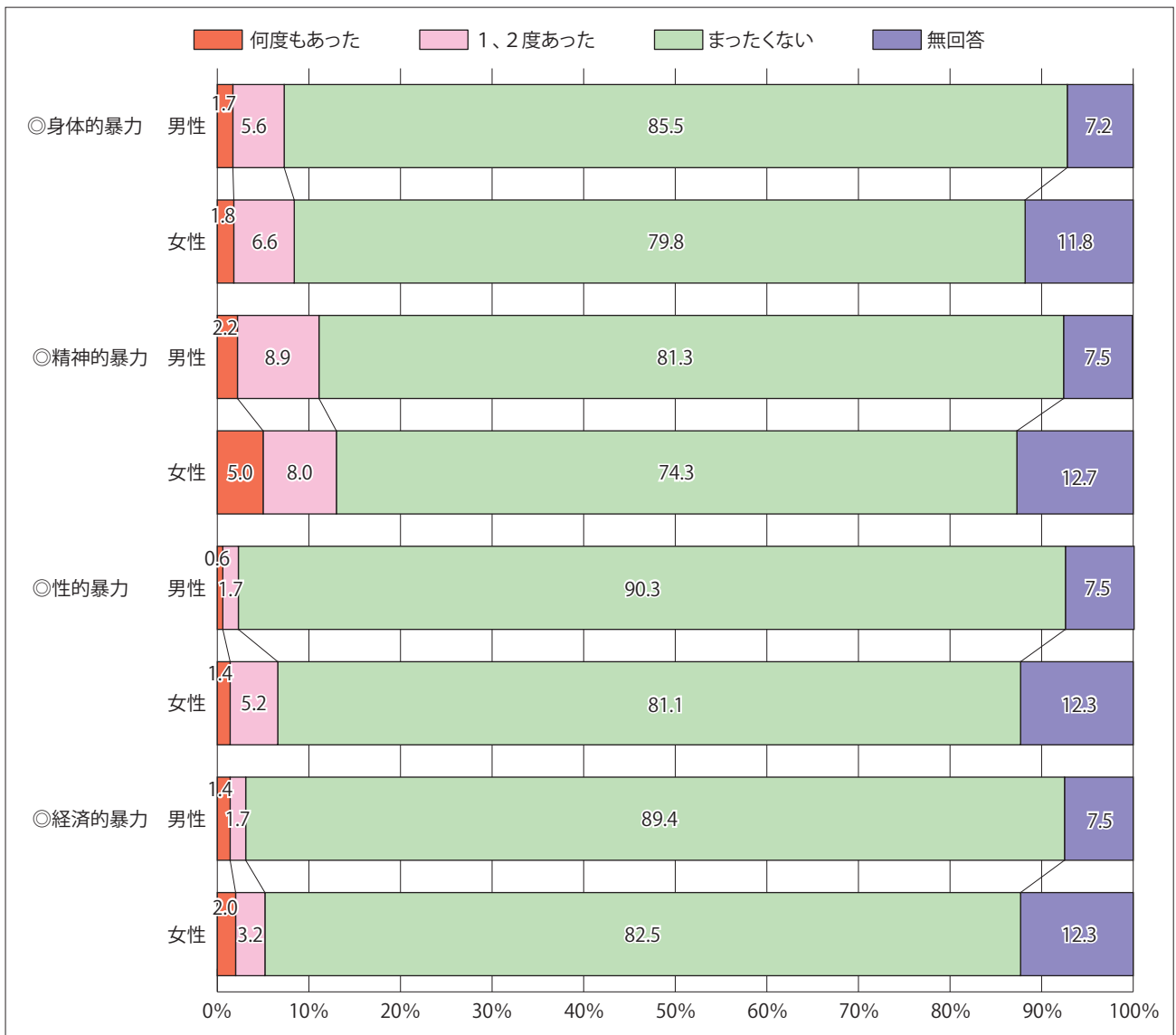
暴力に対する意識



配偶者等から暴力を受けた経験の有無



●男女比較



(令和3年度 市民意識調査)

施策の方向性(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

基本的施策① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援

配偶者等からの暴力の防止や被害者の早期発見・早期対応につながるよう、広報・啓発を行い、相談窓口の周知を図ります。

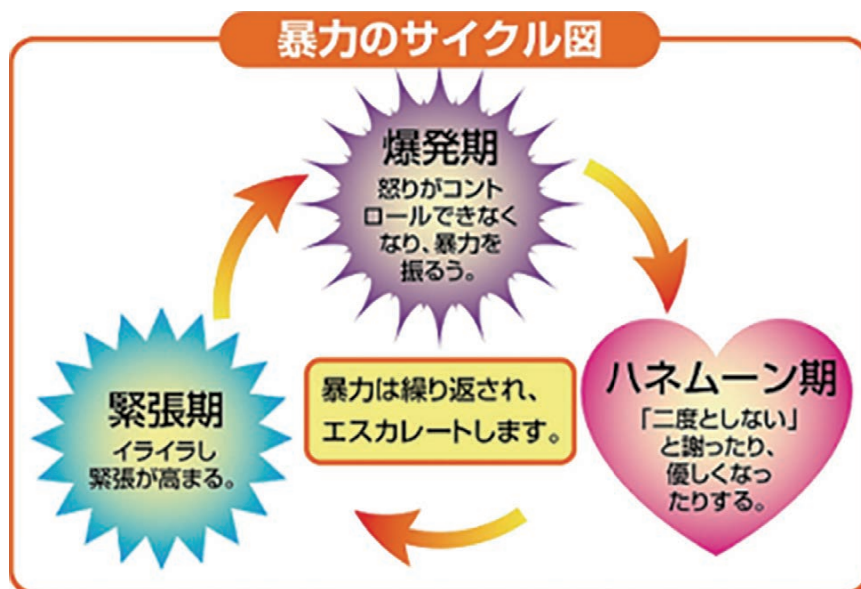
関係部署や関係機関等との連携を強化して、相談対応、保護や心身回復のケア、自立支援など被害者の状況に応じて支援を行います。

また、DVは実際に暴力を受けた被害者だけでなく、行為を目にする子どもに対しても悪影響を及ぼすことがあることから、関係部署や関係機関等と連携して対応していきます。

具体的施策	事業内容	担当課
配偶者等からの暴力の防止に向けた広報・啓発の推進	DVの防止を啓発する講座を開催するとともに、市報、ウェブサイト、テレビ・ラジオ番組等、様々な方法により広報・啓発を行います。	人権推進課
	若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の防止について、相談窓口PRカードの配布や市内教育施設への広報・啓発活動を行います。	人権推進課 学校教育課
	被害者を発見した場合の通報の必要性、通報先等についての広報・啓発を行います。	人権推進課
	被害者の早期発見・早期対応につなげるために、相談窓口の周知の徹底に努めます。	人権推進課
相談体制の充実	女性相談員を配置し、相談対応や必要な情報提供を行います。また、女性相談員に対する研修を実施し、対応力の向上を図ります。	人権推進課
	男性に対しても相談窓口を設け、DV防止対策等につなげます。	人権推進課
	庁内の関係部署や関係機関等との連携を強化し、ワンストップ・サービスによる相談対応に努めます。	人権推進課 関係課

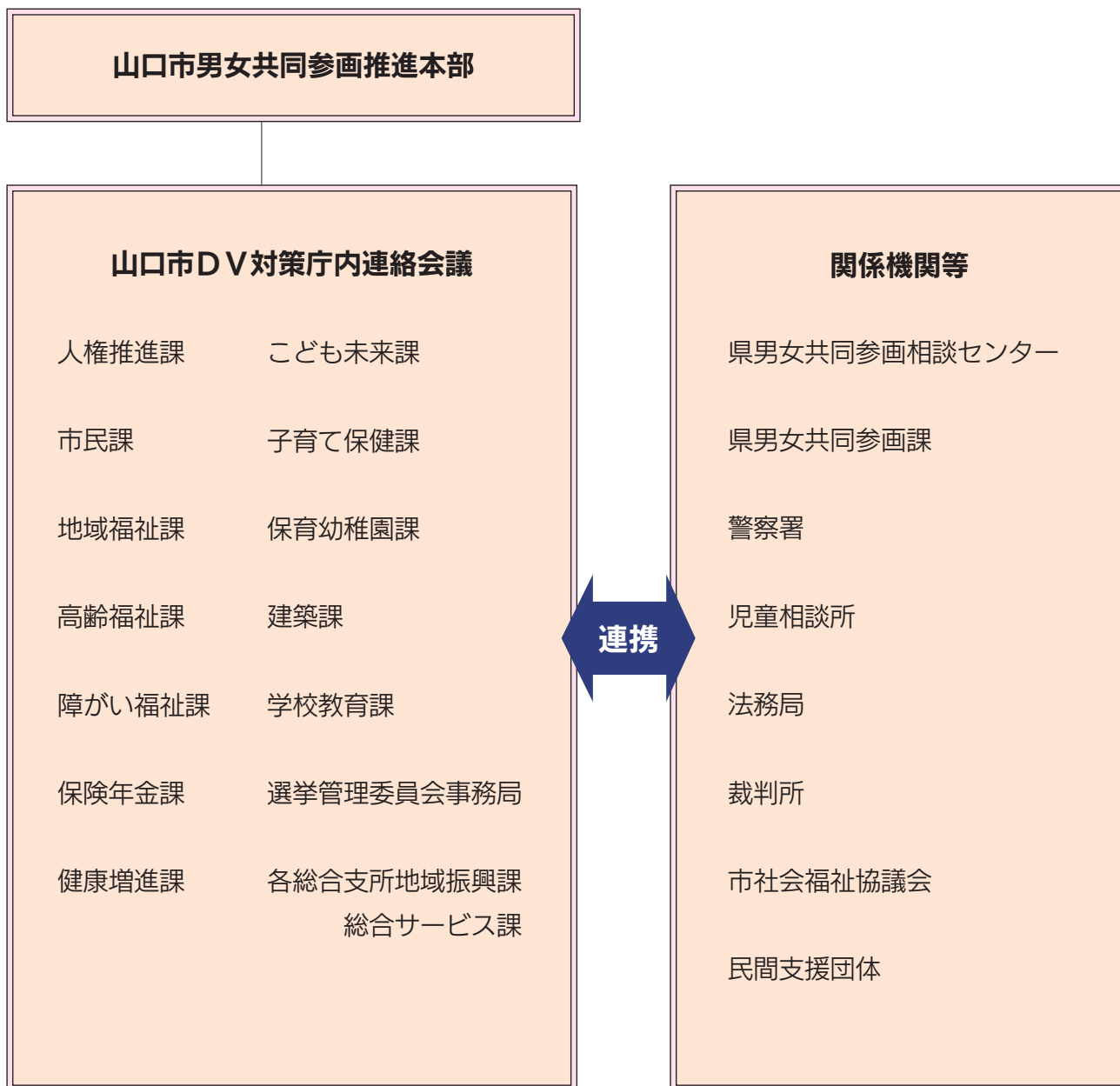
具体的施策	事業内容	担当課
被害者の安全確保	<p>配偶者等からの暴力により危険が急迫している場合の安全確保のため、関係部署や関係機関等と連携して、県男女共同参画相談センターにおける迅速な一時保護につなげます。</p>	<p>人権推進課</p>
	<p>被害者に関する情報管理の徹底を図ります。</p>	<p>人権推進課 関係課</p>
被害者の自立支援	<p>被害者やその子どもが安心して安全に生活できるよう、住居、就業、法律相談等の各種制度について、情報提供を行います。</p>	<p>人権推進課 市民課 地域福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 保険年金課 健康増進課 こども未来課 保育幼稚園課 子育て保健課 建築課 学校教育課 関係課</p>
	<p>市営住宅、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、医療・保険、年金、住民基本台帳事務における閲覧制限、選挙人名簿抄本の閲覧における配慮、就学、生活保護等の制度を適切に活用して、被害者等の自立支援を行います。</p>	<p>人権推進課 市民課 地域福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 保険年金課 こども未来課 保育幼稚園課 子育て保健課 建築課 学校教育課 選挙管理委員会事務局 関係課</p>

具体的施策	事業内容	担当課
関係部署、関係機関等との連携強化	「DV対策庁内連絡会議」を開催し、関係部署や関係機関との情報交換や研修等を実施し、連携の強化を図ります。	人権推進課 関係課
	民間支援団体との連携を図り被害者の支援を行います。	人権推進課 関係課
子どもの安全の確保	「要保護児童対策地域協議会」を通じて、関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止や早期発見、早期対応に努めます。	子育て保健課
	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合に、速やかに通報を行うことや相談機関等の情報について、広く市民に周知します。	子育て保健課 学校教育課 人権推進課 関係課
	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対して、子育て経験者等による子育て・家事などの援助や保健師等による養育に関する訪問指導・助言等を実施します。	子育て保健課



DV対策における庁内連携体制

分野	内容	関係部署
相談・連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の相談窓口 関係機関との連絡調整 	人権推進課 関係課
啓発活動	予防に関する広報、啓発	人権推進課
早期発見	日常業務における被害者の発見	地域福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 健康増進課 (保健センター) こども未来課 保育幼稚園課 子育て保健課 学校教育課 各総合支所地域振興課等 関係課
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護 高齢者、障がい者の支援 子どもの手当等 母子保護 福祉医療 	地域福祉課 高齢福祉課 障がい福祉課 保険年金課 こども未来課 子育て保健課 関係課
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種 心身の健康に関すること 	健康増進課 (保健センター)
年金・保険	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 年金等にかかる事務 後期高齢者医療 	保険年金課
子どもの就学等	<ul style="list-style-type: none"> 保育所 就学、転校等 	保育幼稚園課 学校教育課
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保に関する情報提供 公営住宅の公募抽選における優遇枠 	建築課
住民票の閲覧制限	住民基本台帳の閲覧等の制限	市民課
選挙事務における配慮	選挙人名簿抄本の閲覧における配慮	選挙管理委員会事務局



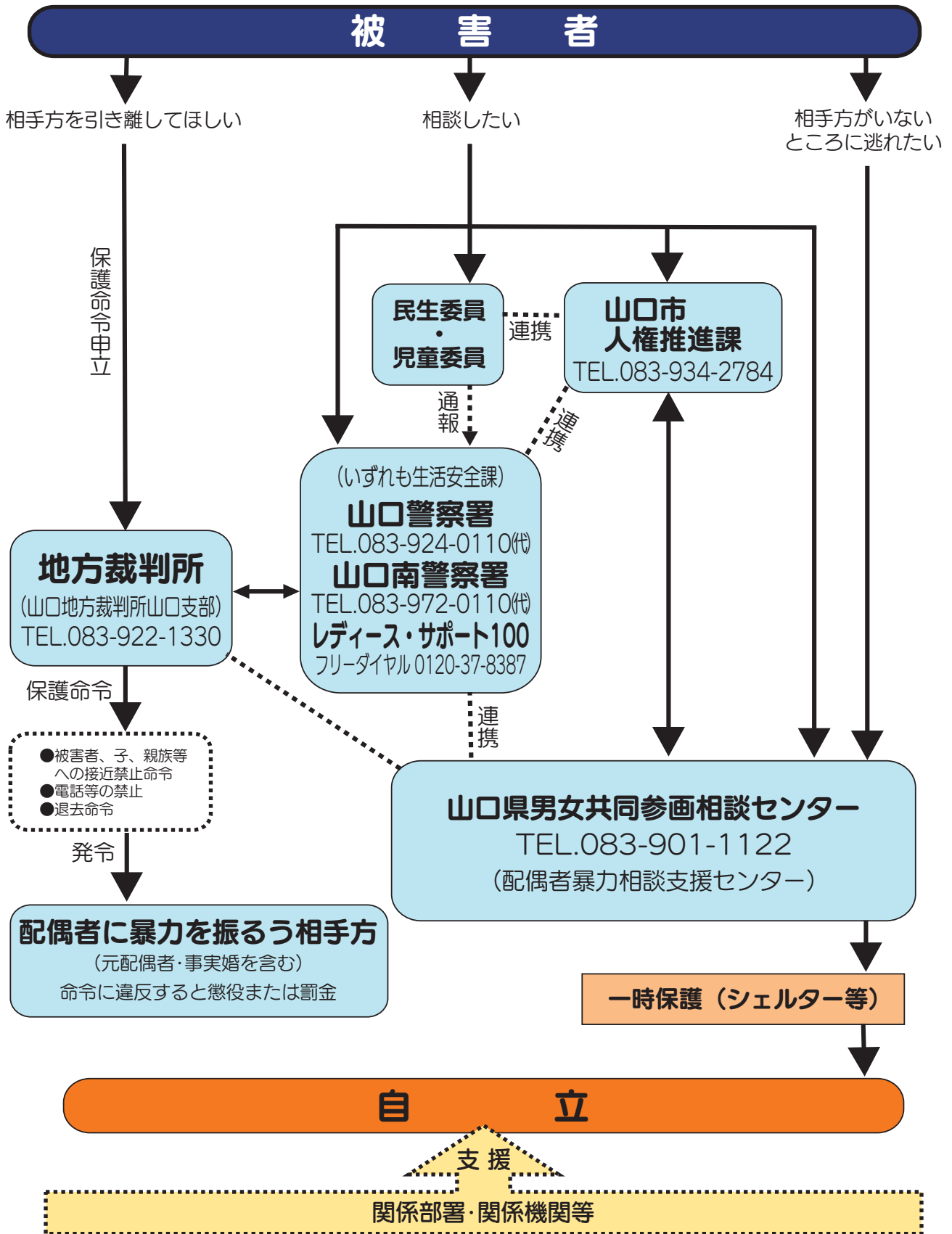
山口市男女共同参画推進本部

本市における男女共同参画関連施策の総合的・効果的な企画及び推進を図ることを目的とする。

山口市DV対策庁内連絡会議

DV被害者支援に関わる関係部署の担当者が、DVに関する基本的知識と共通の認識を持ち、相互の連携を強化することにより、配偶者暴力対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する支援の流れ



第4章
計画の内容
◎基本目標3

基本的施策② 性犯罪・性暴力を許さない地域社会づくり

性犯罪・性暴力を防止するための広報・啓発を行うとともに、関係機関と連携して性暴力被害者に対する支援を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
性犯罪・性暴力の防止及び被害者の支援	性犯罪・性暴力の防止について啓発を実施します。	人権推進課
	県が設置する「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」について周知を図るとともに、県男女共同参画相談センターと連携して被害者の支援を行います。	人権推進課

やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」(山口県)

相談専用短縮ダイヤル #8891 (はやくワンストップ)

相談専用電話 083-902-0889 (おはやく)

相談受付 24時間365日対応

- 支援内容
- 女性相談支援員による相談（電話・面接相談）
 - 医療支援、心理カウンセリング、法律相談の実施



(令和3年7月山口県作成)

基本的施策① ライフステージに応じた男女の健康の保持増進対策の推進

男女共同参画社会をつくるためには、男女が互いに思いやりを持って生きていくことが重要です。そのためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し、各ライフステージにおいてそれぞれにどのような健康課題があるか知ることができるよう情報提供や支援等をおこなっていきます。

具体的施策	事業内容	担当課
性差医療の普及啓発	更年期のからだの変化についての正しい知識の普及のため、情報提供・普及啓発に努めます。	健康増進課
	思春期、妊娠・出産期の各ライフステージに応じて、健康教育、健康相談、訪問指導などの保健事業を通して性差医療に関する情報提供及び啓発を実施します。	子育て保健課
妊娠・出産に関する支援	妊婦健康診査事業や妊婦等に対する健康指導、妊産婦歯科保健事業、産後ママの健康診査、産後ケア事業、産前産後サポート事業、「やまぐち母子健康サポートセンター」における相談体制の充実など、出産前から出産後までの一貫した支援を行います。	子育て保健課
不妊治療に対する支援	不妊治療を受けやすくするため、周知の徹底と不妊治療費の助成を行います。	子育て保健課

基本的施策② リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

女性の生涯を通じた健康を支援するため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	市民一人ひとりが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて正しく理解し、その重要性についての認識を深めるため、保健活動を通じて啓発を行います。	健康増進課 子育て保健課

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ（生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされています。

具体的に言うと、**政治的・社会的に左右されず、「子どもを持つ」「持たない」を決める自由を待ち、子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由に決定でき、そのための身体的・精神的健康を享受できること、またそれに関する情報と手段を得ることができる権利のこと**です。

健康を確保して豊かな生涯を送るためには、「心とからだの健康づくり」は不可欠です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を理解し、「**自分のからだは自分で守る**」ことから実践し、大切な家族やパートナーにもその大切さを伝えていきましょう。

基本的施策③ 発達段階に応じた性教育の推進

児童生徒が命の大切さや男女の身体の違いなどを理解し、また、思春期の男女が性についての正しい知識を持ち、適切な意思決定ができるよう、生徒の発達段階に応じた性教育を推進します。

具体的施策	事業内容	担当課
発達段階に応じた適切な性教育の推進	児童生徒の発達段階や受容能力に応じた適切な性教育を実施するとともに、性教育の内容や進め方に関する教職員研修の充実に努めます。	学校教育課
若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の防止	若年層における交際相手からの暴力（デートDV）防止に関する啓発を行います。	学校教育課

デートDVとは、相手を自分の思い通りにするために暴力をふるうことです。あなたは恋人と心から笑っていますか？
 本当に愛情や尊重のある関係には暴力はありません！あなたの心、あなたの体は、あなただけのものです。もしも不安に思うことがあったら、ひとりで悩まないで、早めに相談しましょう。

暴力のサイクル図

精神的暴力

- 友だちとの約束で会えないとき、「自分を最優先しない」と言って激怒する。
- スマホやメールをチェックされ、勝手にアドレスを消されたりする。

性的暴力

- キスや性行為を強要する。
- 避妊に協力しない。
- 見たくないポルノビデオや雑誌を見せる。
- 嫌がっているのに裸等を撮影する。
- 別れるなら、おまえの裸の写真やSNSにばらまくと言われる。

経済的暴力

- デートの時にいつもお金を払わせる。
- 借りたお金を返さない。

身体的暴力

- 殴る、蹴る。
- 髪を引っ張る。
- 突き飛ばす。
- 押さえつけたりする。

「自分が悪い…」「やさしい時もあるし…」なんて思っていない？

ホントに相手が大好きなら…こんなことするかな？

ひとりで抱え込んでいない？

(2020.12 山口市人権推進課作成リーフレット)

基本的施策① 相談しやすい体制・支援の充実

様々な事情で生活上の困難に陥っている人々に対し、安心して生活できるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。

具体的施策	事業内容	担当課
相談・支援体制の充実	母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭の日常生活全般にわたる相談対応や情報の提供を行います。	子育て保健課
	家庭児童相談室、やまぐち母子健康サポートセンター、やまぐち子育て福祉総合センターや教育相談室、家庭教育支援ダイヤル等による相談・支援体制の充実を図ります。	子育て保健課 学校教育課
	どこに相談してよいか分からない複雑化・多様化する福祉課題を受け止め、様々な関係機関と連携して一緒に考え、解決に向けて適切な支援機関を紹介してつなぎ、解決できるよう支援します。	地域福祉課
関係部署との連携強化	「山口市子どもの貧困対策連絡会議」を定期的開催し、関係部署との連携の強化を図ります。	こども未来課

基本的施策② ひとり親家庭等に対する支援

様々な事情で生活上の困難に陥っている家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じた自立支援を行うとともに、貧困の状況にある子どもが、貧困の世代間連鎖を断ち切れるように、学習支援等を行います。

具体的施策	事業内容	担当課
就業の支援	ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就業を支援するとともに、就業に有利な資格を取得するための養成機関で就業する場合や、就業を目的とした教育訓練講座を受講する場合に給付金を支給し、自立の促進を図ります。	子育て保健課
経済的な支援	児童扶養手当の制度周知や支給を行います。	こども未来課
	医療費の自己負担分の助成をします。	保険年金課
	母子父子寡婦福祉資金の貸し付けなど、経済的な支援を行います。	子育て保健課
子どもの生活・学習の支援	ひとり親家庭等の児童生徒に対する学習支援をはじめ、居場所づくり、日常的生活習慣、進学についての相談など必要な支援を行います。	こども未来課

【計画期間：令和5（2023）年度～令和9（2027）年度】

基本目標1 すべての世代が男女共同参画の意義を理解するための環境づくり

指 標	現状（値）	目標（値）
1 「男は仕事、女は家庭」という考え方の肯定割合	12.6% [令和3（2021）年度]	減少させる [令和9（2027）年度]
2 男女共同参画が実現されていると思う市民の割合	35.2% [令和4（2022）年度]	70.0% [令和9（2027）年度]
3 山口市男女共同参画センターゆめぼらの認知度	22.1% [令和3（2021）年度]	40.0% [令和9（2027）年度]
4 男女の地位が教育の場で平等と感じる人の割合	64.1% [令和3（2021）年度]	増加させる [令和9（2027）年度]
5 家庭教育アドバイザーの数	27名 [令和3（2021）年度]	増加させる [令和9（2027）年度]

基本目標2 あらゆる分野で男女ともが活躍できる環境づくり

指 標	現状（値）	目標（値）
6 働きやすく、生活とのバランスがとれたまちだと思える市民の割合	33.1% [令和4（2022）年度]	50.0% [令和9（2027）年度]
7 地域子育て支援拠点施設の利用者数	4,410人／月 [令和3（2021）年度]	6,149人／月 [令和6（2024）年度]
8 保育所等定員数	4,523人 [令和3（2021）年度]	5,053人 [令和9（2027）年度]
9 放課後児童クラブ定員数	2,667人 [令和3（2021）年度]	2,737人 [令和6（2024）年度]
10 地域包括支援センターを知っている市民の割合	53.9% [令和4（2022）年度]	63.0% [令和9（2027）年度]
11 子どもを安心して産み育てられる環境が整っていると思う、子どもを持つ親の割合	67.3% [令和4（2022）年度]	75.0% [令和9（2027）年度]
12 ポジティブ・アクションに取り組む事業者の割合	31.3% [令和2（2020）年度]	40.0% [令和9（2027）年度]
13 男女の地位が職場で平等と感じる人の割合	27.0% [令和3（2021）年度]	40.0% [令和9（2027）年度]
14 審議会等の女性委員登用率	28.4% [令和3（2021）年度]	40.0% [令和9（2027）年度]

指 標		現状 (値)	目標 (値)
15	女性委員のいない審議会等の割合	13.5% [令和3 (2021) 年度]	0% [令和9 (2027) 年度]
16	市の管理職に占める女性職員の割合	11.5% [令和4 (2022) 年度]	15.0% [令和9 (2027) 年度]
17	市職員の育児休業取得率	男性 6.7% 女性100.0% [令和3 (2021) 年度]	男性 50.0% 女性100.0% [令和9 (2027) 年度]
18	農業委員に占める女性の割合	25.0% [令和3 (2021) 年度]	30.0% [令和9 (2027) 年度]
19	自治会長に占める女性の割合	7.3% [令和3 (2021) 年度]	10.0% [令和9 (2027) 年度]
20	地域づくり協議会の役員に占める女性の割合 ※	16.8% [令和3 (2021) 年度]	20.0% [令和9 (2027) 年度]
21	男女の地位が地域社会で平等と感じる人の割合	32.8% [令和3 (2021) 年度]	40.0% [令和9 (2027) 年度]
22	山口市防災会議に占める女性の割合	5.8% [令和3 (2021) 年度]	30.0% [令和9 (2027) 年度]
23	消防団員に占める女性の割合	8.0% [令和3 (2021) 年度]	10.0% [令和9 (2027) 年度]

※役員とは各地域の会則で定められている役員

基本目標3 男女ともに健康で安全・安心な暮らしづくり

指 標		現状 (値)	目標 (値)
24	ドメスティック・バイオレンス (DV) にあたる行為を理解している人の割合	平手で打つ 78.4% [令和3 (2021) 年度]	増加させる [令和9 (2027) 年度]
25		殴るふりをしておどす 69.1% [令和3 (2021) 年度]	増加させる [令和9 (2027) 年度]
26		いやがっているのに性的な行為を強要する 81.6% [令和3 (2021) 年度]	増加させる [令和9 (2027) 年度]
27		生活費を渡さない、必要とするお金を渡さない 74.5% [令和3 (2021) 年度]	増加させる [令和9 (2027) 年度]
28	DV防止法の概要を知っている市民の割合	22.8% [令和3 (2021) 年度]	30.0% [令和9 (2027) 年度]
29	DV相談窓口の認知度	46.4% [令和3 (2021) 年度]	増加させる [令和9 (2027) 年度]
30	自分が健康だと思う市民の割合	75.6% [令和4 (2022) 年度]	80.0% [令和9 (2027) 年度]

資料編

第3次基本計画の策定経過

令和3年7月29日	山口市男女共同参画推進審議会（第1回） ・市民意識調査に関する検討
令和3年9月14日	市民意識調査の実施 （～令和3年10月15日） 調査対象者：18歳以上の男女2,000人 有効回答率 40.7%
令和4年2月17日	山口市男女共同参画推進審議会（第2回） ・計画策定方針、現行計画の評価、意識調査結果報告
令和4年5月30日	山口市男女共同参画推進本部（第1回） ・計画策定方針、現行計画の評価、意識調査結果報告
令和4年6月30日	山口市男女共同参画推進審議会（第3回） ・計画骨子（計画体系）案の検討
令和4年8月1日	山口市男女共同参画推進審議会分科会 ・計画骨子（計画体系）案の検討
令和4年9月5日 令和4年11月28日	山口市男女共同参画推進審議会（第4回、第5回） ・計画案の審議 ※書面による意見照会
令和5年1月16日	山口市男女共同参画推進本部（第2回） ・計画案の決定
令和5年1月26日	山口市男女共同参画推進審議会（第6回） ・計画案の決定報告
令和5年2月10日	山口市議会に説明 ・計画案の報告
令和5年2月14日	市民意見の募集（パブリック・コメント） （～令和5年3月16日）
令和5年3月	策定・公表

山口市男女共同参画推進審議会 委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
鍋山祥子	国立大学法人 山口大学 経済学部 ダイバーシティ推進室	会長
青木美弥子	特定非営利活動法人 山口市男女共同参画ネットワーク	副会長
鮎川浩志	山口市医師会	R4. 11. 30まで
豊田耕一郎	山口市医師会	R4. 12. 1から
有富隆史	山口市社会福祉協議会	R4. 5. 20から
山崎あづさ	山口市社会福祉協議会	R4. 3. 31まで
江藤達夫	公募委員	R4. 11. 30まで
沖田保	公募委員	R4. 11. 30まで
中村大悟	公募委員	R4. 12. 1から
三阪明日香	公募委員	R4. 12. 1から
長掛実	山口市自治会連合会	R4. 6. 1から
本廣正則	山口市自治会連合会	R4. 5. 31まで
勝間田文子	山口市小学校長会	
賀屋良季	山口市PTA連合会	R4. 5. 20から
山根慎一	山口市PTA連合会	R4. 3. 31まで
河嶋小百合	山口労働局 雇用環境・均等室	
河村万里江	山口市立幼稚園連絡協議会	R4. 11. 30まで
大田利歌子	山口市保育協会	R4. 12. 1から
久保田文子	山口人権擁護委員協議会	
塩田菜穂子	山口県弁護士会	
重村奈津枝	山口商工会議所	
永瀬開	公立大学法人 山口県立大学 社会福祉学部	

男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会にお

ける制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。
(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審

議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

山口市男女共同参画推進条例

平成26年3月18日
条例第12号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本的施策（第9条－第16条）

第3章 山口市男女共同参画推進審議会（第17条・第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

全ての人が性別に関わりなく個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現は、私たち山口市民の願いであり、本市では男女共同参画社会の実現のために、これまで国際社会や国内の取組と連動しつつ、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、社会的に形成された性別による固定的役割分担意識や慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないことや、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ない傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急速で多様な変化に対応し、市民が心豊かに暮らしていくためには、男女がその個性と能力を十分に発揮し、様々な分野に共に参画できる社会を築くことが重要です。

ここに、私たちは、男女共同参画に関する基本理念を明らかにすることにより、市、市民、事業者等が協働して、豊かで活力に満ちた山口市を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住又は通勤若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者等 営利、非営利の別を問わず、市内において継続的に事業及び活動を行う全ての個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の職場環境若しくは生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力及び心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が平等に重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人の人間として個性と能力を発揮する機会が確保されること。

- (2) 男女が、社会における制度又は慣行による固定的な性別役割分担意識を反映してその活動を制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。
- (3) 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野における意思決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、お互いの協力と社会の支援の下、家事、子育て、介護などの家庭生活における活動と、就業その他の社会生活における活動に参画でき、また、これらの活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関してお互いの意思及び決定を尊重し合いながら、安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 幼児期から、家庭、学校、保育その他社会のあらゆる教育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む保育及び教育が行われること。
- (7) 男女共同参画は、国際的協調の下、推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関し理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、男女共同参画に関し理解を深め、その事業及び活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和を保つことができるよう努めるものとする。
- 3 事業者等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱い及び人権侵害の禁止)

第7条 全ての人は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

- 2 全ての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報及び表現に関する配慮)

第8条 全ての人は、広く提供する情報において、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担や差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現
- (3) 過度の性的な表現

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を定め、又は変更するに当たっては、市民等の意見を反映することができる措置を講ずるとともに、山口市男女共同参画推進審議会（第17条に規定する山口市男女共同参画推進審議会をいう。以下同じ。）に意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
（施策の推進体制の整備）

第10条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（広報啓発及び拠点施設）

第11条 市は、市民等の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発その他の適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、山口市男女共同参画センター設置及び管理条例（平成20年条例第53号）により設置された山口市男女共同参画センターを男女共同参画の取組を推進するための拠点施設とする。

（市民等に対する支援）

第12条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（実施状況の公表）

第13条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（調査研究）

第14条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（苦情等への対応）

第15条 市長は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は必要があると認めるときは、山口市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

（相談への対応）

第16条 市民等は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権侵害を受けたとき又は受けるおそれがあるときは、その旨を市長に相談することができる。

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 山口市男女共同参画推進審議会

（山口市男女共同参画推進審議会）

第17条 男女共同参画の推進を図るため、山口市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民等から申出のあった苦情等に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織及び運営）

第18条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された者
- (2) 市内の関係団体の代表者又は当該団体に所属する者

- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日現在に定められている山口市男女共同参画基本計画は、第9条の規定により策定された基本計画とみなす。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継

続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和四年三月三十一日法律第一二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項

の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴

力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心^{じゆうし}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を

経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する

る理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一條第二項第二号、第十二條第一項第一号から第四号まで及び第十八條第一項	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二條第一項（第十八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八條の二において読み替えて準用する第十二條第一項（第二十八條の二において準用する第十八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八條の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二條第一項第四号並びに第十四條第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八條第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成三十年法律第二十八号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又

は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)


この法律は、公布の日から施行する。

用語解説

アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境や所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻み込まれ、既成概念、固定観念となっていく。
育児・介護休業法	正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために、育児休業及び介護休業、並びに子の看護休暇に関する制度や事業主が講ずべき措置等が定められている。（育児休業には、産後パパ育休（出生時育児休業）が含まれる。P35参照）
一般事業主行動計画（女性活躍推進法）	企業が、女性の職業生活における活躍に向けて、採用から配置・育成、妊娠・出産・子育て期を通じた継続就業、登用促進などの取組を行うために策定する計画。常時雇用する労働者が101人以上の企業に策定が義務付けられ、100人以下の企業は努力義務となっている。
SDGs	平成27（2015）年9月の国連サミットで全会一致で採択された国際目標。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴール・169のターゲットから構成される。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。
エンパワーメント	力（パワー）をつけることを言う。男女共同参画社会の推進の中では、「女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々な意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと」を意味する。 女性のエンパワーメントを図るためには、意識や社会の制度・慣行の中にあるジェンダー・バイアス（社会的または文化的につくられた性差による差別や偏見）に気づき、創造力や批判的思考、分析力を形成し、主体的に行動できる力をつける学びのプロセスが必要。
家族経営協定	農業や漁業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族の話し合いにより取り決めるもの。
家庭教育アドバイザー	「家庭教育アドバイザー養成講座」（山口県主催）修了生の中から、子育てを支援するために山口市教育委員会が委嘱している。民生委員・児童委員、母子保健推進員、学校運営協議会委員、教育関係者などの経歴を持ち、知識・経験ともに豊富である。
家庭児童相談室	子どもの養育上の悩み、虐待などの相談、ひとり親家庭の相談窓口。市子育て保健課内に設置され、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員を配置している。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
建設工事総合評価方式	地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほか、価格以外の技術的な要素等を総合的に評価し、最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を表す。

更年期障害	40歳代以降の男女の性ホルモン分泌量の低下が原因となる自律神経失調症に似た症候群。
固定的性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。その時代や地域の習慣・慣行、法制度などの社会構造とも密接に結び付いている。 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、性別によってパターン化してしまい、柔軟な発想や自己実現意欲を損なうだけでなく、生き方を狭め、女性の経済的自立や男性の身近生活の自立を妨げる要因にもなっている。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があるが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダー・ギャップ指数	P19参照
女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和54年(1979年)に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年(1981年)に発効。我が国は昭和60年(1985年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。 なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
性差医療	病気の起こり方や症状、重症度、診断や治療法、予防について、性差を配慮した医療のこと。
性自認	自分の性をどのように認識しているのかを表すものであり、「心の性」とも言われる。
性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。
ダイバーシティ&インクルージョン	P32参照
DV(ドメスティック・バイオレンス)	Domestic Violenceの略。一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力なども含まれる。その中でも、恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」と呼ぶ。
地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が配置されており、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな相談に応じ、総合的な支援を行う機関。

認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市町村長から認定を受けた農業者のこと。
ファミリー・サポート・センター	地域における子育ての相互援助活動で育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が、それぞれ依頼会員と提供会員として助け合う事業で、援助を行いたい人は有償のボランティアで行う。
プロポーザル方式	提案内容以外にも、事業実施方針や事業実施体制、事業実績等を含めたプロポーザル（提案書）の提出を求め、提案者を総合的に評価して選定する方式。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。募集・採用から定年・退職まで、男女の均等な機会及び待遇の確保を目的とし、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者においては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念としている。
メディア・リテラシー	P17参照
やまぐち子育て福祉総合センター	子どもの発達・子育てに関することや幼稚園・保育園等の就園に関する講座や相談対応、情報提供を行っている。また、地域子育て支援拠点施設の情報提供や子育て家庭を応援する講座を開催している。
山口市子どもの貧困対策連絡会議	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、子どもの貧困対策について、市の関係部局が連絡調整を行う組織。
やまぐち母子健康サポートセンター	妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな不安や悩みに関する切れ目のない支援を行うため、平成28年10月に山口市保健センター内に設置された。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた児童等に対する体制として、関係機関が連携を図り、児童虐待等への対応を進めるための組織。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	P50参照
労働力率	生産年齢人口（15歳以上）に占める労働力人口の割合。
6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。 「6次産業」という言葉の6は、農業本来の1次産業だけでなく、2次産業（製造・加工業）・3次産業（サービス業・販売）を取り込むことから、1次産業の1×2次産業の2×3次産業の3のかけ算の6を意味している。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
ワンストップ・サービス	複数の手続きを一つの窓口で行えるようにすること。



第3次山口市男女共同参画基本計画

令和5（2023）年3月

発行：山口市 地域生活部 人権推進課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL 083-934-2784

FAX 083-934-2867

E-mail jinken@city.yamaguchi.lg.jp



第3次
山口市男女共同参画
基本計画